

2003 年度名古屋市の 予算編成に対する 日本共産党の詳細要求

2002年11月26日

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

電話(052)972-2071 Fax(052)972-4190

ホームページ <http://www.kyodo.ne.jp/n-jcp>

e-mail : nagoyjcp@lilac.ocn.ne.jp

目 次

◆ 2003年度予算案に対する詳細要求

国および愛知県への要求.....	1
------------------	---

各局別要求

総務関係.....	7
財政局	9
市民経済局.....	10
環境局	13
健康福祉局.....	15
市立大学.....	21
住宅都市局.....	22
緑政土木局.....	26
教育委員会.....	28
消防局	32
上下水道局.....	33
交通局	35

各区の要求

千種区	36
東区	37
北区	37
西区	39
中村区	40
中区	41
昭和区	42
瑞穂区	43
熱田区	44
中川区	44
港区	46
南区	49
守山区	53
緑区	55
名東区	57
天白区	58

国および愛知県にたいする要求

< 国への要求 >

1. 地方自治体としての自主的、自立的行財政が運営できるように税財源を抜本的に見直し移譲する。
2. 健康保険の本人3割負担・保険料引き上げ、介護保険料および雇用保険料率の引き上げ、年金の給付額の減額という社会保障での3兆円以上の負担増を中止する。
3. 消費税の減税・廃止を要求する。消費税の税率引き上げはおこなわない。配偶者特別控除などの廃止・縮減や外形標準課税の導入などの庶民や中小企業への増税計画をやめる。
4. 政府債について低金利への借り換え、繰上げ償還を認める。
5. ゼネコン型の公共事業を抜本的に見直し、市民生活に密着した公共事業を推進する。
6. 愛知万博や中部国際空港の建設は中止する。
7. 固定資産税の評価方法を抜本的に見直す。「小規模宅地の軽減措置の大幅拡大と中小業者の業務用地の軽減措置」と「低所得者、年金生活者、障害者世帯などに対する軽減措置」の特例を設ける。また、課税資料の開示など情報公開を行う。
8. 地方自治体の上乗せ施策を理由とした国民健康保険会計などへの補助金削減措置をただちに中止する。
9. 緊急地域雇用創出特別交付金事業について、大幅に枠を拡大し、就業期間を1年以上に延長して雇用保険に加入できるようにし、1人が複数回就業できるようにする。
10. 不良債権処理の加速化を中止し、地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報開示して地域金融機関を支援する。金融アセスメント法を制定する。
11. 生活保護費など福祉施策への国庫補助率を元に戻し、「失業」などの住民の窮状と実態に基づき受給できるようにし、生活保護基準を抜本的に改善する。
12. 保育所運営費、国民健康保険事務費、特養ホーム建設費、清掃工場建設費、小・中学校建設費などの超過負担解消をはかる。
13. 下水道・都市公園整備の補助採択の枠を拡大し、実質補助率を引き上げる。
14. 市バスの運営費補助を拡充し、自主再建にある市バスへの財政援助を強化する。
15. 低公害車・超低床バス導入にあたって一般バスとの差額補助をお行う。
16. 地下鉄建設費の国庫補助は、総建設費を国庫補助対象にし、補助の負担割合を道路並みとして一括交付する。
17. 大企業に対する固定資産税の減免、外国税額控除の名目による法人市民税の不当な控除など特権的減免を廃止し、不公平税制をなくす。
18. 地域経済を支える中小企業の受注機会を増やし、仕事と雇用確保をはかるために、官公需契約実績の国の目標を抜本的に引き上げる。

19. 米 60 kgの単価を 2 万円以上とする米価を保障し、減反の押しつけをやめ、農業の家族経営を守り発展させる。また、W T O（世界貿易機関）諸協定を改定する。
20. 国民健康保険の保険料滞納者への制裁措置を撤回する。
21. 介護保険の保険料・利用料については、住民税非課税世帯・本人に対する減免制度を設ける。
22. 市内の国立病院は、エイズや結核の拠点病院として、また第 3 次救命救急センターとして、いっそう体制を充実・強化する。
23. 保険でよい義歯がつかれるよう材料費や技術料などの保険医療点数の抜本的な改善をはかる。
24. 視力矯正レンズを保険適用する。
25. 小学校就学前までの乳幼児医療費の無料化制度を創設する。
26. 児童手当制度を改善し、所得制限を設けず義務教育終了まで支給する。
27. 児童扶養手当の削減は中止する。
28. 特定疾患医療費の公費負担制度を復活させ、特定疾患事業に肝炎やリュウマチをはじめ、難治性患者を対象疾患に加える。
29. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置の電気料金についても保険適用する。
30. 学童保育の補助対象を 10 人からとするなど、学童保育への補助を大幅に増やす。
31. 学童保育の障害児受入促進補助を 4 名の基準でなく 1 名からとする。
32. 急増する児童虐待などの相談に十分対応できるよう、児童相談所の運営の中心である児童福祉司を大幅に増員する。
33. 障害者通所授産施設の運営費について補助基準の増額をはかるとともに、希望するすべての小規模作業所が法人に移行できるように十分な財政措置を講ずる。
34. 支援費制度の実施にあたり、現行の福祉水準を維持するとともに、サービス実施が円滑にできるよう運営経費や事業費などに十分な財政措置を講ずる。また、支援費単価は大都市の現状を反映し、障害程度の重い利用者が事業者などから忌避されないよう必要な水準を確保する。
35. 急増するホームレスについて、公的な就労事業を増やすなどの就労支援を行い、住居の確保・シェルターの建設・自立支援センターなどの援護施策に対し、積極的な財政支援を行う。また、自立支援センターの 6 カ月を限度とする入居期間の抜本的拡充をはかる。
36. ホームレスに対する生活保護について、「住所不定」や「稼働年齢」を理由として拒否せず、無年金者や低額の年金受給者にも適用する。また、敷金など転宅資金の支給を行う。
37. すべての食品に製造年月日の表示をする。また、遺伝子組換え食品や農薬などの検査体

制を抜本的に強化し、安全性の検査、表示義務の徹底などをはかる。

38. 輸入食品の検疫体制の強化と輸入年月日、原産国名の表示を義務化する。
39. 大気汚染による健康被害が増えている実態をふまえ、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などが原因とされる公害患者の被害者救済制度をつくり、自動車メーカーなどの企業負担を確立する。また、公害指定地域を新たに策定し、新規の公害病認定を行う。
40. 自動車窒素酸化物（NO_x）法の新たな対象地域への指定にともない、古いディーゼルから最新適合車への買い入れなどを促進するために、中小運送事業者の負担を軽減するための助成制度を拡充する。
41. 土壌・地下水汚染について、操業中の工場からの汚染防止や土壌浄化基準などを厳しく定めるなどルールを確立する。
42. 容器・包装リサイクル法を改正し、回収・再商品化費用を自治体負担でなく、製造・販売業者負担にする。
43. 家電リサイクル法を見直し、家電4品目の引き取り・リサイクル料金を製品のコストに入れる。
44. 塩化ビニールなどの生産・使用の規制、塩化ビニール製品の引き取り・表示を義務付ける。
45. 藤前干潟の全面保全のあり方・施設整備を、市民やNPOの声を生かして進め、誰もが干潟の自然にふれることができるようにする。
46. 名古屋環状2号線東部・東南部の高針JCTから名古屋南IC・JCT区間について建設工事を強行せず、トンネル方式に変更する。1982年に実施した環境影響評価書で明記した環境保全目標が、供用開始時から守れるよう対策を明らかにし、住民の理解と納得なしに進めない。
47. 東海豪雨災害を繰り返さないために、都市基盤河川改修事業や流域貯留浸透事業のほか、浸水対策にかかわる必要な事業費を確保する。
48. 甚大な被害が発生した地域での緊急的な雨水整備事業推進に向けて、国庫採択基準及び補助率の拡大を図る。
49. 国直轄河川・庄内川について、河川激甚災害対策特別緊急事業及び特定構造物改築事業により、一色大橋を含む河川改修の促進を図る。また、事業に伴う民家等の移転については、住民の納得と合意を得る。
50. 国直轄河川の庄内川について、総合治水の立場から雨水流出抑制策などで、県や周辺市町村との連携促進や財政支援を図る。
51. 愛知県管理河川の新川や天白川について、河川激甚災害対策特別緊急事業により河川改修の促進を図る。
52. 愛知県管理河川の新川や天白川について、総合治水の立場から雨水流出抑制策などで、県や周辺市町村との連携促進や財政支援を図る。

53. 東海地震対策について、県や周辺市町村との連携促進や財政支援を行う。
54. 連続立体交差事業調査を行った名鉄名古屋本線（山崎川～天白川の区間）の連続立体交差事業は、地元住民の声を反映させる。
55. 鉄道連続立体交差事業のうち、名鉄名古屋本線左京山～中京競馬場、近鉄名古屋線・庄内川～新川を促進する。
56. 最低居住水準未滿世帯の解消のために、公営住宅の新規建設を大幅に増やす。
57. 公営住宅の一般世帯（原則階層）の入居収入基準を大幅に緩和する。
58. 教育基本法の見直しをしないようにする。
59. どの子にもわかる授業に努め、基礎学力を身につけ、ゆとりある教育をすすめるために新「学習指導要領」の改定をする。
60. 30人学級の早期実現のために財源措置をする。
61. 学校給食について米飯給食の国庫補助復活をし、牛乳の補助を継続する。
62. 非核3原則の法制化し、国家責任を明確にした被爆者援護法を改正する。また、原爆症認定に際しては、認定基準を緩和し原則申請却下を行わない。
63. 市民の基本的な人権や地方自治権を侵す危険のある有事法制関連三法案は廃案にする。
64. いわゆる「戦争法」の発動に反対し、後方支援も含め名古屋空港、名古屋港、市立病院などの利用に応じない。
65. 民間航空機の安全のためにも、自衛隊小牧基地をはじめ、自衛隊守山駐屯地や高蔵寺弾薬庫などの撤去をする。
66. 被災者生活再建支援法を抜本的に改正し、生活・生業再建支援金の増額、支給基準の緩和、住宅・店舗・営業用資産の再建のための支援金の創設などを行う。
67. 災害援護資金などの災害救助費用について基準額の増額や基準緩和を行う。
68. 消防職員の団結権を認め、自主的民主的労働組合ができるように法改正を働きかける。
69. 安心・安全な市民生活を保障するため、「住基ネット」実施を凍結・中止する。

< 愛知県への要求 >

1. 愛知万博や中部国際空港の建設は中止し、大規模開発を抜本的に見直す。
2. 「愛知県行政改革推進計画（改訂第3次行革大綱）」による県単独補助金の廃止・縮小をやめ、復元する。

すでに廃止・縮小した私立高校生の授業料補助など私学助成、80歳以上の敬老祝金、公立病院の院内保育、障害者や難病患者会などの運営費カットをはじめ、市民生活に関係の深い施策を従来通りに復活する。

高齢者、乳幼児、障害者・児、母子・父子家庭の医療費助成や国民健康保険の運営費などの補助金は、削減前に戻し、市事業への県の任意補助を大幅に増やす。

累積赤字をかかえている地下鉄、市バスに対する補助金を従来通りに復活するとと

もに、広域的な公共交通機関としての観点から、市外の県民の乗客割合に応じた補助を行う。

市内 13 カ所の「ふれあい広場」は廃止しない。

3. 異常なリストラ・サービス残業の横行をおさえ、雇用の拡大・創出を図るよう要求する。

雇用問題の専門部門をつかって本格的な雇用対策に乗り出し、リストラ規制・雇用確保の責任を果たさない大企業に対して「広報」などに掲載するとともに、市幹部職員とともに県庁幹部職員が企業に申し入れなどを行う。

一定規模以上の事業所の閉鎖、移転、縮小などについては、計画段階で報告を義務づけ、県として計画の変更・中止を勧告する。

希望者全員が受けられる職業訓練の機会を抜本的に充実する。

障害者の雇用確保のために、障害者向けパソコン教室を実施する。

労働者（パート・バイト含む）が労働条件・生活問題などを気軽に相談できる労働相談所を設置する。

青年の雇用確保、特に高卒新卒者や女性の深刻な就職難の対策を強化する。女性労働の実態調査を実施し、採用差別、昇給・昇格・賃金などの差別解消に努める。また、フリーターの相談窓口を開設する。

4. 中小企業に資金が安定的に供給されるよう、地域金融の活性化のための施策を定め、地域経済の健全な発展を計る。
5. 新川や天白川などの県管理河川について、総合治水の立場から、早期に抜本的な改修を行う。また、雨水流出抑制策などで、周辺市町村との連携促進や財政支援を図る。
6. ゴミ処分場の代替地確保のために、指導的な役割を果たす。藤前干潟一帯の全面保全を、上流部の住民など広く県民の声を生かして進める。
7. 住民の反対する産業廃棄物処理施設の新設・拡張を認めず、産業廃棄物規制条例を作って、不法投棄や違法投棄に対処する。
8. 30 人学級の早期実現にむけ、先行実施し積極的な役割を果たす。
9. 県立高校の統廃合をやめ、高校入試の複合選抜制度を廃止して、高校進学希望者全員が入学できるようにする。また、軽度の知的障害児が入学できる、いわゆる障害児学級を設置する。
10. 教員の欠員に対して正規教員を配置し、小規模中学校などへの教員加配を増やす。
11. 小・中の障害児学級について、児童・生徒一人でも開設できるようにし、普通学級などの定員緩和措置をはかり、障害児教育を拡充する。
12. 婦人保護施設「成願荘」は改築・整備をする。
13. 急増するホームレスについて、公的な就労事業を増やすなどの就労支援や住居の確などの援護施策をすすめ、積極的な財政支援を行う。

14. 八事斎場の運営費に対する補助の新設をはかる。
15. 市内に県営住宅の建設をすすめる。
16. 大型店の出店規制強化をはかるために、「大型店の無秩序な出店及び拡張を当分の間、禁止する」緊急規制法の制定をはじめ、大型店の出店は都道府県知事の許可制にするように国に対し働きかける。
17. 北部市場で、輸入食品をはじめとした食品監視体制を強化する。
18. 東海地震対策について、周辺市町村との連携促進や財政支援を行う。

< 総務局 >

1. 市民に痛みを押し付ける「行財政改革計画」や「財政健全化計画」を撤回し、地方自治の本旨に基づく「名古屋市基本構想」に沿って、自治体としての役割を果たす。
2. 再開発をはじめ大型開発を推進する「名古屋新世紀計画 2010」を見直し、住民の福祉の増進（地方自治法）をはかり、生活改善型公共事業を進める市民参加の基本計画を作成する。
3. 市民生活に必要な職員定数を確保する。大型開発事業による財政難を理由にした市民サービス低下を招く職員定員削減は行わない。
4. 住民の福祉の増進を図ることを基準とする行政評価を行い、必要な部門を充実し、不必要な部門での税金のムダを省く。
5. 行政の「営利企業」化をもたらす民間経営の理念をつらぬく「経営会議」や「経営アドバイザー」は廃止し、トップダウンの行政はやめ、現場の声を大切にする。
6. 幹部職員の民間への「天下り」を規制するため、市独自の「天下り禁止条例」を設ける。
7. 市出資の公社や第3セクターに再就職している市幹部職員OBの報酬は、適正な限度額を設ける。
8. 市長は、労働組合や市民団体との交渉・懇談に公平に応じる。審議会や行政委員会には、労働者の代表として「連合」系のみでなく、非「連合」系代表も登用する。
9. 20世紀型開発至上主義に逆戻りする愛知万博「基本計画」を撤回し、住民合意のない愛知万博計画の中止を求め、市としての参加を見あわす。
10. 航空需要や採算性に見通しがなく、環境を破壊し、ばく大な税金のムダづかいとなる中部国際空港建設は中止する。
11. 「公共交通優先の原則」に沿った名古屋都市圏域の交通体系をつくり、マイカー依存の交通体系をあらため、路面電車（ライトレール）をはじめ、多様な交通システムの整備方針を含め、人と環境にやさしい公共交通網の整備計画を策定する。
12. 実効ある「男女平等参画推進なごや条例」にするため、憲法と女子差別撤廃条約の基本理念をふまえ、市の幹部職員に女性の積極的な登用を行い、審議会に当面30%の女性委員をめざす。
13. DV（ドメスティックバイオレンス）の実態調査を生かし、相談体制の充実、シェルターの設置、NPO活動への支援を強化する。
14. 守山区志段味南部地域(若松寮跡地など)における市民の憩いとリフレッシュの場の整備については、市民参加のもとで基本構想を策定する。
15. 市議員選挙などの際の「選挙公報」の点字版や声の公報を発行する。投票所をバリアフリーにする。郵便投票を拡大する。
16. 青年の深刻な失業、就職難を打開するため、青年代表を含む「対策委員会」を設置し、具体的な施策を検討する。雇用対策として福祉・教育・防災など職員の採用枠を拡大す

- る。
17. 武力攻撃事態法案をはじめとした有事三法案に反対し、港湾や空港、市立病院等施設の米軍使用は認めず、物品・役務の提供はおこなわない。
 18. 名古屋市民の過半数の人が「核兵器全面禁止・廃絶のためのヒロシマ・ナガサキからのアピールを支持する署名」に署名している。この名古屋市民の意志を尊重し、実効ある「非核都市宣言」「非核名古屋港宣言」を行う。
 19. 「戦争に関する資料館」は、戦争被害の実態のみでなく加害者としてのアジア諸国などへの侵略の実態の展示内容も含める。建設委員会（仮称）には、学識経験者のみならず平和諸団体や運動家、戦争被害の実態調査をしている市民団体などの代表を加える。また、保管している戦争資料はインターネットだけでなく実物を市民に公開する。
 20. 引き続き原爆映画や写真パネル、関係図書などの購入・貸出を積極的にすすめる。生涯学習センターや学校など公共施設での展示や上映を実施する。
 21. 名古屋市資料館の「名古屋空襲の展示・資料」を拡充し、南京市にある「南京大虐殺遭難同胞記念館」のミニチュアと展示物のパネルなどを展示する。
 22. 名古屋空襲などによる戦争遺跡の調査、保存をはかる。

< 財政局 >

1. 「財政健全化計画」を撤回し、市民サービスを低下させず、ムダな大型開発の見直しや中止により財政再建をすすめる。
2. 予算編成にあたっては、財源配分型のトップダウン方式をやめ、市民の要望を踏まえて各局・部・課・係から職員参加の積み上げ方式で編成するようにあらためる。
3. 日本中央競馬会（ＪＲＡ）の場外馬券売り場を対象とする新税や、資本金１０億円を超える企業を対象とする法人市民税の均等割の超過課税など、法定外普通税の導入を検討する。
4. 地方税法第 367 条に基づき固定資産税の減免措置を拡大する。特に低所得者、年金者、障害者世帯などに対する減免制度を設ける。
5. 都市計画税の税率下げをはかり、中小業者の事業用地は小住宅地並みに軽減をする。
6. 赤字や売上減少になっている競輪・競馬事業は、参加する自治体で検討委員会を設置し、計画的に廃止の方向を打ち出す。その際、公営事業に従事する労働者の身分を保障し、跡地利用は周辺住民をはじめ市民の要求や意見を十分に反映して決める。また、名古屋競馬のナイター計画は白紙撤回する。
7. 土地開発公社、公共用地先行取得等事業債、都市開発資金、および土地基金が抱えている長期保有土地（塩漬け土地）については、その原因と責任を明らかにするとともに、買戻しが困難な土地は、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討し、または売却する。
8. 土地基金は 10 億円を取り崩し、60 億円に減額する。
9. 受益者負担原則の徹底による公共料金の値上げはおこなわない。
10. 各種団体への補助金などの削減をおこなわない。
11. 高金利の市債について低金利への借り換え、あるいは繰り上げ償還によって利払いを減らすために、政府資金の借り換え・繰り上げ償還を国に認めさせるとともに、民間資金の借り換えを銀行側に認めさせる。
12. 入札制度については、一般競争入札を原則とし、工事請負や業務委託などの低価格入札を調査する制度を強化するとともに、予定価格の事前公表など公正・公平で透明な入札制度への改革をすすめる。
13. 入札について談合の疑惑のある場合は、入札を中止し、応札業者をくじ引きで減らすなど、汚職・腐敗の発生を防止する。

< 市民経済局 >

1. 全庁横断的な「不況・雇用対策本部」を設置する。
2. 国の「緊急地域雇用創出特別交付金事業」の活用を図り、失業者に役立つ臨時雇用の創出をはかるとともに、本市の直接雇用についても介護や保育、教育、環境など市民サービス向上と行政需要に応じ、思い切って増員をはかる。
3. 長期に失業が続く勤労者に対する生活支援資金貸付制度を新設する。
4. 公営住宅や高齢者福祉施設など市民生活に必要な公共事業を大幅に増やし、市民生活の充実と中小企業の活性化をはかる。
5. 一定規模以下の公共事業の発注は原則として市内業者にするなど、中小企業に対する官公需を大幅に増やす。また、市の発注工事は外郭団体も含め大手ゼネコン向けの一括発注方式でなく、分離・分割発注をさらに推進する。
6. 大企業の工場の市外移転や工場閉鎖などの場合、労働者や下請関連企業が犠牲にならないように名古屋市と企業との事前協議制度を確立する。また、地域経済に与える影響など実態調査も行う。
7. サイエンスパークについては、Aゾーン以外は全面的に見直し、土地開発公社所有土地の活用は地元守山区民はじめ住民参加でその活用を図る。研究成果や産業波及効果、中小企業への技術移転の可能性や経済波及効果などを公表する。
8. 国民総背番号制につながる住民基本台帳ネットワークシステムからは離脱する。
9. 市政の苦情・相談窓口である広聴課を拡充し、市民が利用しやすいようにする。特に区役所の相談窓口を充実し、個別の相談に応じられるようにプライバシーも配慮したスペースをつくる。
10. 情報公開条例の運用にあたっては、計画立案中の情報も含めるとともに、出資団体や市職員の派遣団体のすべてを対象とする。
11. 審議会などの開催日程や市民からの意見公募などの情報は、市のホームページだけでなく、もれなく「広報なごや」などで市民に広く知らせる。また、市ホームページ「情報公開のページ」は、わかりにくいので抜本的に改善する。
12. 住民の自主的な地域活動の場として、早期にすべての小学校区にコミュニティセンターをつくる。建設にあたっては利用者の希望を取り入れるとともに住民の利用しやすい運営にする。また、コミュニティセンター、学習等供用施設、学区集会所などの運営費補助を大幅に増額する。
13. 各区役所に企画部門を設置し、政策決定・予算編成への権限を付与する。
14. パート、内職、自営業者を含め未組織の女性の労働実態、生活実態の調査をすすめ、また、女性に対するセクシャルハラスメントなど労働相談窓口や労働講座を開設する。「ハローワーク」に、産休明け保育をはじめ保育所や学童保育の情報を提供する。
15. 歩きタバコなどの禁止条例を制定するとともに、「タバコの害」について未成年者や市

- 民に啓発活動を強める。区役所庁舎等を禁煙にし、別に喫煙室を設ける。
16. 交通危険箇所の多い小学校区に交通指導員を増員する。
 17. 廃棄物認定権が警察から市に移管されたことを生かして、放置自動車処理を速やかに実行する。
 18. 生活環境を保持し、小学校区ごとの生活圈（ライフエリア）を維持するために、大型店舗の出店・撤退を規制する。そのために商店や小規模事業所の実態調査を行い、「まちづくり条例（地域経済振興条例）」を制定し、まちづくりと地域経済の活性化を総合的にすすめる。
 19. 地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示して地域金融機関を支援する。
 20. 国の不良債権処理の加速化に反対し、金融機関や信用保証協会の貸し渋り・貸し剥がしをやめさせるように指導する。
 21. 商工ローンなど高金利の既往債務について、制度融資で低金利のものに借り換えができるようにする。市の制度融資等の返済が困難なときは、借り換え融資や無利子での返済猶予制度を新設する。
 22. 中小企業向け無担保・無保証人融資保証の限度額を 1500 万円に引き上げる。また、保証総額の残高が無担保・無保証人保証の限度額（現行 1250 万円）以内の場合は、限度額まで無担保・無保証人による保証を受けられるようにあらためる。
 23. 市の「中小企業退職金共済制度」を拡充して、パート労働者にも適用する。
 24. 商店街や小売市場に、商業機能、地域のふれあいの「暮らしの広場」としての、情報化事業や地域イベントの支援、モール化、共同駐車場の促進をはかる。
 25. アーケードや街路灯、カラー舗装などの維持管理費は全額補助する。また、アーケード、テント看板など道路占用料の免除規定をつくる。
 26. 商店（街）や小売市場の空き店舗への出店者や高齢者のデイサービスセンターや保育所、学童保育などの活用に対し助成制度を拡充・新設する。
 27. 狂牛病（BSE）の影響を受けた精肉・焼肉店などに営業補償や無利子融資を実施する。
 28. 絞り・友禅・七宝焼・仏壇・仏具・和ろうそく・扇子など伝統地場産業を再生するために「伝統地場産業センター」をそれぞれの地域につくり、新進工芸作家などの作品発表の場としても活用する。また、伝統地場産業の技術向上、市場開拓、後継者の養成等を支援する。
 29. 工業研究所の技術者養成事業を重視し、指導機関としての機能を強め、中小企業の人材を育成する。また、研修・技術者養成事業に休日・夜間コースを設置する。
 30. イベント、コンベンションの誘致基準を策定する。その際、市民生活の向上と、市内の中小企業の発展につながるものを重視する。
 31. 中央卸売市場でのセリの役割を確保する。中央卸売市場の食品監視体制を強化し、青

果棟以後の建て替え計画は市民の理解と納得を得る。

32. 消費生活センターは、職員体制を充実させ、相談・テスト機能強化をする。食品添加物、遺伝子組換え食品についての学習と規制、市民の消費生活と安全を守る立場で消費者の声を反映させる。
33. 「市消費生活条例」を活用して、消費者啓発や情報公開などに努め、マルチ的販売など悪質商法から消費者を守る。
34. 伝統と特性を継承しつつ、新しい都市文化の創造と文化的なまちづくりのための「名古屋市文化振興計画」を策定する。
35. 名古屋フィルハーモニー交響楽団への助成金削減はやめ、各文化団体への助成限度額とともに引き上げるなど、市民の自主的な文化活動への助成を強める。
36. 文化小劇場の各館に利用者が参加できる運営委員会を設置し、市民の自主的な文化芸術活動に利用しやすいように運営方法を改善するとともに、効率性のみにとらわれず利用料の引き下げや開館時間の延長を検討する。
37. 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演を援助し、親子劇場や親子映画・親子読書など、親と子の自主的な文化活動を発展させる助成を制度化する。
38. 児童・生徒一人あたりの芸術鑑賞助成金を増やし、映画鑑賞も対象に含める。
39. 人形劇、バレエ、演劇などの専門別の劇場を建設する。
40. 芸術創造センターやアクテノン（演劇練習館）の資料室を充実し、市内で公演された演劇などの脚本を収集・保存し、閲覧できるようにする。
41. 名古屋城は、博物館相当施設にふさわしく学芸員や職員を増やすなど、特別史跡として全体の管理が十分にできる体制を整える。また、徳川美術館との連携をはかる。
42. 本丸御殿の国重要文化財・障壁画などについて復元模写や保存修理をする。また、本丸御殿の完全復元計画は、名古屋城の総合的な整備計画の中に位置づけ、財政計画に留意するとともに、文化的価値のPR、利用方法の検討など市民合意の形成をはかる。
43. 市民の様々な文化・創造活動を振興するために、市民芸術祭を拡充し、地域の特色を活かした催しをはかる。
44. 名古屋ボストン美術館の展示企画に市民の声を反映させる。
45. 「区民まつり」への自衛隊の出展・参加は中止する。

< 環境局 >

1. 年々悪化している大気汚染や騒音などの公害問題はもとより、土壌・地下水汚染やダイオキシン、環境ホルモンなど、新たな公害・環境問題にも的確に対応できるように、市民参加と情報公開のもとで、公害防止条例を改定するとともに、公害・環境行政を拡充する。
2. 「地球温暖化防止行動計画」については、実施状況の点検・評価を行い推進を図る。
3. 騒音対策について、環境基準を遵守させるとともに、騒音規制法の要請限度を超えた場合は、ただちに速度制限などの対応を公安委員会に要請する。
4. 名古屋市自動車公害対策推進協議会は、市民参加で住民の声を反映させる。
5. ディーゼル車の黒鉛等の汚染実態を解明するため行われているPM_{2.5}などの調査結果を明らかにするとともに、主要幹線道路での測定を実施する。
6. 「名古屋南部大気汚染公害訴訟」の判決をふまえ、浮遊粒子状物質、二酸化窒素などの自動車排出ガスについて実態調査を行い、対策をいっそう強化する。また、国道23号線沿線住民の健康調査を早急を実施する。
7. 大気汚染・騒音・振動・低周波公害など環境が悪化している名古屋都市高速道路は、騒音対策だけでなく、「現況非悪化」の原則を守るよう「都市高速道路沿道交通騒音対策推進連絡会」を拡大して実行性あるようにすすめる。
8. NO_x法改正により窒素酸化物総量規制地域に指定されていることをふまえ、国の公害指定地域解除後の大気汚染による新たな健康被害者に対し、市独自に医療費助成を行う。
9. 自動車窒素酸化物（NO_x）法の新たな対象地域への指定にともない、古いディーゼルから最新適合車への買い替えを促進するとともに、運送事業者の負担を軽減するための助成制度を拡充する。
10. 中断している気管支喘息受診者調査を再開し、市独自で小児喘息の医療助成制度をつくる。また、ネブライザーの貸与数を増やす。
11. 公害病患者について転地療養やリハビリ訓練を充実し、温水プールを無料にする。
12. 市バスやごみ収集車など公用車を低公害車にきりかえ、低公害車の普及・啓発の施策を抜本的に改善し、施策の推進をはかる。
13. トリクロロエチレン等による地下水汚染や土壌汚染を防止するために、工場の監視・指導や工場跡地利用の指導を強化する。また土壌・地下水汚染については完全な浄化対策を行うとともに、汚染の原因者が不明の場合における浄化対策をはかるための浄化基金制度を設ける。
14. 名古屋市が実施したり入手した調査結果や測定データなどの公害・環境情報は、すべてすみやかに公表する。
15. 酸性雨による被害の実態調査に基づく対応策を確立する。
16. 新幹線公害の調査に基づき、新幹線公害訴訟団との和解条項を今後とも完全に実施する。

スピードダウンを含む騒音・振動対策をいっそうすすめ、よりよい環境実現をＪＲ東海などに要求する。また、公害対策として取得している旧国鉄の用地は、地元住民合意のもとで公共利用をはかる。

17. 航空機騒音の実態を監視する。
18. ダイオキシン類による環境汚染を防止するために、工場・事業所に対する規制・指導を強化するとともに、小規模焼却炉については原則として廃止する。
19. ラムサール条約に登録された藤前干潟の環境施設の設置にあたっては、規模や場所について市民の声を反映させる。
20. 工業用地下水の代替水を新たに確保する必要性はなくなったので、徳山ダム建設のための出資はやめる。
21. 住・工混在地域の既存工場については、無公害で安心して操業できるように技術・資金面で特別の援助を強化する。
22. 家庭ごみ収集の有料化は行わない。
23. 事業系ごみは、収集許可業者や事業所への分別排出の指導を強化するとともに、プラスチック製容器包装、紙製容器包装についても、ごみ処理施設への搬入を禁止するなど減量を進める。
24. 鳴海工場の改築は、環境面、安全面、ごみ減量リサイクルの徹底の観点から行い、ごみ減量に逆行し自治体の責任を回避するPFI方式は導入しない。また、ガス化熔融炉の導入についても、450 t 炉という大規模炉での実績がないことや分別のあり方が問われるので慎重に検討する。
25. 使用済み蛍光灯・乾電池など有害ゴミは、メーカーに引き取り義務を課すよう国に働きかけ、当面、別途収集する。
26. 徹底したごみ減量化で愛岐処分場の延命をはかる。つなぎの処分場は、住民の合意を得て確保する。
27. 福祉施設などについては、事業系ごみの料金を減免する。
28. 生ごみの資源化をすすめるために、たい肥の回収システムを早急につくる。
29. 市の責任と指導で実効ある地域リーダー制度を創設するとともに、住民に分別の徹底などの排出指導を行うため、現場職員の力を生かした指導員制度を設ける。
30. 古紙リサイクルシステムと集団資源回収の結合による古紙の資源化を全学区で実施する。
31. 資源再利用を促進するため、広く市民が利用できるような資源リサイクルドーム（仮称）を、東西南北４カ所設置する。
32. 粗大ゴミの収集は、リサイクルできるようにトラック（箱型自動車）による収集を拡大し、プレス車は資源化が不能な場合に限定する。
33. 借上車の契約に際し、市民サービスの低下に結びつきかねない労働基準法違反などがないように法規遵守を徹底する。
34. ごみ出しが困難な世帯に対する「ふれあい収集」（訪問収集）については、収集体制を拡充し、対象者の要件を緩和する。

< 健康福祉局 >

【高齢者福祉】

1. 敬老パスは、現行制度のまま継続する。
2. 介護保険制度のもとでの住宅改修費を超える額について、障害者並みの助成制度を創設する。
3. 高齢者の自立支援の場として、小学校の空き教室、商店街の空き店舗、民間の空き家など既存施設も活用しながら、「老人いこいの家」や生きがい対応型デイサービスセンターを小学校区ごとに、年次計画をたてて設置する。
4. 生活援助型食事サービスの本格的実施を早急に市内全域で行う。
5. 非営利の民間福祉活動でおこなっている宅老所などについては、運営費の補助、および建物の建設費補助を行う。
6. 緊急通報事業「あんしん電話」の受け手問題などを改善するとともに、機敏に安否確認する訪問システムをすすめる。
7. 日常生活用具の給付・貸与については、介護保険サービスとの整合性をはかりながら、保険外サービスとしても継続させ、対象者や対象用具を拡充する。特に歩行支援カーについては、介護予防・生活支援事業として実施する。
8. 高齢者のためのグループホームに対し、建物の建設や運営費補助を行う。
9. 老人休養温泉ホーム「松ヶ島」に会議室、スポーツ・トレーニングセンター、多目的ホールなどを併設し、市民が気軽に利用できる第2老人休養ホームを新設する。
10. 西名古屋港線について敬老パス・福祉特別乗車券が使えるようにする。

【介護保険制度】

11. 保険料および利用料について、低所得者の減免制度を創設する。
12. 市が指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護サービス事業者となり、高齢者対象の市職員ヘルパーを復活する。
13. 訪問看護や機能訓練事業の強化など訪問看護ステーションの充実を図る。
14. 特別養護老人ホームは、在宅の待機者を解消するように増設を急ぐ。その際、保育園、幼稚園などの改築時に合築するなど小規模施設も含めた建設をすすめる。
15. デイサービスセンターを小学校区ごとに整備する。
16. 社会福祉協議会および特別養護老人ホームなど福祉施設への市独自の整備費・運営費などの助成を強化し、運営の安定化を保障する。
17. 介護オンブズパーソン制度の導入をはかる。
18. 要介護高齢者等福祉金の支給対象者について、「市民税非課税世帯の高齢者」を「市民税非課税の高齢者」と改める。また、要支援も対象とする。

【児童福祉】

19. 児童相談所を増設するとともに、一時保護所の施設改善と老朽化した養護施設の改築を

はかる。

20. 児童虐待にかかる児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童福祉司、相談員、心理判定員を増員し、専門職員の体制を充実強化する。
21. 区役所児童係でおこなっている家庭児童相談室の体制を充実強化する。
22. 誰もが気軽に子育て相談ができるように、子育て支援センターを各区（保育園など）に設置する。
23. 学童保育は児童福祉法にもとづき、市の公的責任で実施し、指導員の身分保障の確立など抜本的な待遇改善をはかる。
24. 学童保育に対する人件費補助をはじめ補助金を大幅に増額する。指導員は児童 10 名につき 1 名とし、常時複数体制の配置にする。また、指導員の社会保障制度への援助を増額し、児童傷害保険への補助を行う。指導員の研修制度を確立する。
25. 学童保育を推進するため、空き教室などの公共施設の利用、公有地の貸与を含む用地の確保をすすめる。また、開所時間は午後 6 時までを基本とし、土曜日の午前も実施する。4 年生以上も対象児童にするとともに、障害児の加算は 1 人から対象とする。
26. 児童館は、地域の児童健全育成および子育て支援の拠点となるよう、体制の強化、施設の改善をはかる。当面、支所管内に建設する。

〔保 育〕

27. 保育所の耐震診断と耐震補強をすすめ、各保育園にはクーラーを設置する。
28. 保育所の入所申し込みにあたっては、情報提供を積極的に行うなど広報活動を強化する。すぐ入所できる状況にない場合でも、希望の意思がある人は全員受け付ける。
29. 待機児童の多い地域では保育所の新設や増設をはかり、待機児童を早急に解消する。乳児保育の定員枠の拡大にあたっては、施設改善など条件整備をはかる。また、産休明け・育休明け入所予約事業の実施園を増やす。
30. 保育所入所児童の親が育児休業を取得した場合も、引き続き入所できるようにする。また、その場合の保育料を軽減する。
31. 障害児保育体制を充実し、希望する保育所に入所できるようにする。入所は「おおむね 3 歳から」となっているが、「必要な子どもは入所させる」と改める。
32. 延長保育の実施保育所を公立保育所も含めて拡大する。パート、自営業の場合のお迎え時間延長など、父母が必要とする保育時間を保障する。
33. 保育料は、生活実態に見合った額を基本とし値下げをする。また、第 2 子の減額制度を拡充し、第 3 子は無料とする。
34. 一時的保育の実施保育所を拡大し、公立保育所でも実施する。
35. 保育所の機能をいかした、地域の子育て支援の事業を拡充する。
36. 民間保育所、病院内保育施設への補助金を削減せず増額する。また、保育士など職員の職業病対策を強めるため、特別健診に補助をする。

37. 公立保育所の給食調理員について、アレルギー対応給食等に見合っ て増員をはかり、囁託化はしない。
38. アトピー性皮膚炎など食物アレルギーの保育園児に対し、除去食や代替給食が提供できるよう予算と体制を確立する。
39. 病児・病後児保育を保育所や医療機関等で実施する。そのために必要な施設整備や医師・看護婦等の職員体制を整える。
40. 託児室（無認可保育所）への補助金を当面、家庭保育室並みに増額し、施設整備費補助を新設する。
41. ベビーホテルや駅型保育などの施設、職員配置、保育・給食内容などの実態調査を実施し、適切な指導をする。

【障害者福祉】

42. 「名古屋市障害者福祉新長期計画」の策定にあたっては、障害者本人や障害者団体等の意見を十分反映させるとともに、障害者福祉を拡充させるための数値目標を定める。
43. 障害者福祉について利用契約制度（支援費制度）への移行にあたっては、市が指定事業者となり、市職員によるホームヘルプサービスを継続する。ショートステイやデイサービス、グループホームの充実を進める。授産所の増設を図る。利用者負担は少なくとも現行の負担水準を上回らないようにする。身体障害者療養施設や知的障害者更生施設などの施設整備をすすめる。
44. 重症心身障害者児施設を早期に建設する。また、重症心身障害者児にたいするショートステイ事業を改善する。
45. 障害乳幼児の早期療育対策を充実し、新基本計画時の地域療育センター5カ所建設に向けて、まず東部方面に早急につくる。当面、地域療育センター以外の通園施設においては、常勤の専門スタッフを配置する。また、地域療育センターは地域のニーズに対応できるように機能を増やし、十分な職員配置をする。
46. 障害者のためのホームヘルパーを増員し、グループホームやレスパイトセンターなど生活支援の場にも派遣できるようにする。
47. 市の身体障害者施設として、レスパイトセンターを認める。
48. ガイドヘルパーを大幅に増員し、派遣対象を拡大する。
49. 入浴サービス、リハビリ機能などを備えた障害者デイサービスセンターを各区に整備する。
50. 障害者のグループホームへの設置費補助、家賃補助を大幅に拡充するとともに、運営費補助は少なくとも現行水準を下回らないようにする。
51. 障害者向けの住宅改造の助成制度の一層の充実をはかるとともに、貸付制度の利率を大幅に引き下げる。
52. 障害者の就労促進のために、障害者職業訓練校を市内に誘致するとともに、障害者雇用

支援センターの充実をはかる。

53. 民間社会福祉施設の運営費などの助成措置を継続し充実させる。
54. 希望する小規模作業所の小規模授産施設への移行を積極的に支援し、補助金は増額する。
55. 障害者の小規模作業所への助成を拡充する。
56. 精神障害者に生活指導・作業訓練などを行う社会復帰施設や小規模作業所を増設するとともに、補助金を増額する。
57. 地域医療機関の協力も得て、在宅重度精神障害者への訪問看護制度を新設する。またホームヘルプサービス、デイケア、ショートステイ、グループホームなどの在宅福祉サービスの実施などにより、精神障害者の社会復帰を支援する。
58. 市立病院に障害者のリハビリ体制を確立し、市立病院に障害者の特別の医療相談窓口を設ける。また、障害者の「二次障害」など特別検診を行う。
59. 福祉用具プラザのような日常生活用具、補装具などの修理、リサイクル、発明、研究をすすめるセンターを拡充し、各区にこれらの日常用具の展示・相談所を設ける。また、制度周知のための広報を積極的にすすめる。
60. 点字ブロック、スロープなど、障害者にとって安全で便利なバリアフリーのまちづくりに努め、公共施設の改善をすすめる。
61. 視力障害者に対して、公文書の点字化の拡大と点字図書の拡充をはかる。
62. 聴覚障害者のために区役所などの公共施設に公衆FAXを設置する。
63. 障害児のサマースクール、夏休み作業所、訓練、キャンプなどの事業に対する補助制度を拡充する。

【生活保護・低所得者対策】

64. 生活保護の不当な適用制限をしない。また、市の法外援護を拡充する。
65. ホームレス相談窓口を拡充し、就労や住居確保などを含めた総合的な施策の具体化を早急に行う。
66. ホームレスの緊急一時宿泊施設（シェルター）や自立支援センターは、2カ所目以降について早急に具体化し、ホームレスの方が社会復帰できるように1日3食を提供するなど、十分な保護と体制をはかる。
67. 植田寮を早期に改築し、定員を増やす。

【医療福祉】

68. 老人医療費助成および福祉給付金については、対象の年齢を68歳からに戻すとともに、所得制限を撤廃する。
69. 乳幼児医療無料制度を就学前まで通院を含めて拡大するとともに、所得制限を撤廃する。
70. 小児救急医療体制を充実する。
71. 障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象者の拡大を行う。
72. 精神障害者の医療費助成制度を創設する。

73. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置に使用される電気料金の助成を新設する。「低肺ホーム」の建設や呼吸器教室の拡充をはかる。

【国民健康保険】

74. 国保料の値上げはおこなわず、1987年度以前の賦課率（医療費の42% 38%）賦課割合（所得割合と均等割合を50：50 60：40）に戻し値下げする。

75. 国民健康保険は本人8割給付に戻す。また、市独自の傷病手当新設や減免制度を拡充する。

76. 国保加入者全員に保険証を無条件で交付する。短期保険証や資格証明書の発行はしない。

【地域福祉】

77. 同和対策事業はただちに終結させ、一般行政へ移行させる。

78. 地域福祉権利擁護事業について、無料で利用できるようにする。

【災害救助】

79. すべての避難所にラジオ・毛布・非常食・タオルなどを備える。

80. 福祉施設の防災体制を強化する。

【保健衛生】

81. 入院を含めた精神保健福祉計画を早期に策定する。

82. 精神病患者の救急治療受入れ病院などの体制を確立する。

83. 乳幼児、妊婦、高齢者、成人など各種検診制度の内容と受診率を高めるためにPRの拡充と料金を下げる。

84. 成人健診の保健所での検診回数を増やすとともに、地域での健診にあたってはプライバシーが守られる問診体制をとる。また、対象年齢・料金については、現行制度を維持する。

85. 職域健診の機会のない中小業者とそこで働く人の実情に応じた、検診体制の強化をはかる。

86. インフルエンザワクチンが身近な医療機関で接種できるように情報を知らせるとともに、接種の費用については65歳以上だけでなく、市民負担の軽減をはかる。

87. アレルギー症候群の実態調査と研究をすすめ、保健所での指導を改善し、相談に対応できるようにする。また、保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒のアレルギーの検査を保健所や民間医療機関などで、公費でできるように体制をとる

88. 緑・中川区など人口の多い区には、歯科医師衛生士を増員する。また、歯科医師は方面別に配置する。

89. 地下街、飲食店の多いビルなどで、ネズミの実態と被害調査を行い、生活衛生センターが抜本的な撲滅計画を立て実施・指導する。

90. エイズに対する正しい教育、啓蒙活動を行い、そのために学校教育などでとりあげる時間を増やす。また、保健所での相談、検査体制を拡充する。

91. 保健所の介護予防事業やリハビリ教室の拡充をはかる。

【食品衛生】

92. 保健所や衛生研究所及び中央卸売市場「本場」、高畑市場の食品監視体制を強化し、市民の食生活を守る。

93. O - 1 5 7 など食中毒対策を強化する。

94. 激増している輸入食品の安全性確認のために、名古屋港、名古屋空港などの検疫体制を強化することを国に求め、市としても厳格にチェックする。

95. 添加物、残留農薬、狂牛病、遺伝子組み替え食品等について安全性の確認のために検査体制を充実する。安全性等が確認できるまで、本市の学校・保育所・病院などの給食材料に遺伝子組み換え食品を使用しない。

【医療】

96. 市立病院・総合リハビリ付属病院・厚生院付属病院での、特別長期入院料の患者負担は撤回する。

97. 市立病院に必要な看護師を配置し、深夜の3人体制、夜勤は月8日以内とする。妊産婦の準・深夜・時間外労働をなくし、就学前の子育ての間、家族の介護を必要とする期間なども対象とする。

98. 厚生労働省の看護職員需給見通し計画の指針にそって政策をもつ。

99. 看護師定着対策として大きな役割を果たしている病院内保育所については、国庫補助金の復活と国・県の補助金増額を求め、市としてもいっそうの充実をはかる。

100. 看護師養成を大幅に増やすため、既存の養成学校の定員増をはかる。

101. 市立病院に専門職としてのケースワーカーを雇用・増員し、看護師など医療従事者の配置を増やすとともに、付添人のいない看護体制を確立する。また臨床工学技士を適切に配置し、高度な医療機器が有効活用されるようにする。

102. 治療の一貫である入院患者の給食は民間委託を拡大しない

103. 患者の要求があればカルテを開示する。

104. 医療事故防止のため、必要な人員配置と職場環境の整備改善をはかる。

105. 市立病院に理学療法士・作業療法士・言語療法士などリハビリに従事する職員を増やす。また、施設や機器の充実をはかる。

106. 市立病院の救急医療体制の拡充をはかる。平日二次救急をおこなっている東市民病院については、手術室など後方体制を強化する。

107. 市立病院の医薬品については、後発品の使用割合を増やす。

108. 救急患者を受け入れている病院への補助金を実態に合わせて増額する。

109. 訪問歯科診療・訪問指導を地域の歯科医の協力を得てすすめる。診療にあたっては医療器具の貸出などを援助する。

110. 被爆者への援護施策を拡充する。

【霊園・斎場】

111. 第2斎場を早期に建設する。

< 市立大学 >

1. 市大病院の特別長期入院料の患者負担は撤回する。
2. 市大病院に必要な看護師を配置し、深夜の3人体制、夜勤は月8日以内とする。また新病棟・中央病棟の開設にあたっては、看護体制を十分に整える。
3. 妊産婦の準・深夜・時間外労働をなくし、就学前の子育ての間、家庭の介護を必要とする期間なども対象とする。
4. 市大病院に専門職としてのケースワーカーを配置し、看護師など医療従事者の配置を増やすとともに、付添人のいない看護体制を確立する。また、臨床工学技士を適切に配置し、高度な医療機器が有効活用されるようにする。
5. 治療の一環である入院患者の給食は民間委託せず、現行制度を維持する。
6. 市大病院に言語療法士などリハビリに従事する職員を増やす。
7. 医療事故防止のために必要な人員配置と職場環境の整備をはかる。
8. 医薬品については後発品の使用割合を高める。

< 住宅都市局 >

1. 「名古屋新世紀計画 2010」とあわせて策定された「マスタープラン」を抜本的に見直す。
2. 地区総合整備計画の策定にあたっては、歴史的遺跡や町並み保存、関係住民の諸権利や要求を尊重しつつ民主的に実施する。
3. 宅地開発指導条例を制定して、開発計画の事前公開で地域住民の意向が反映されるようにし、ミニ開発の規制、都市施設整備への適切な負担金制度と土地の提供、雨水流出抑制策の実施などを義務づける。
4. 区画整理事業にあたっては、居住者・地権者の理解と納得のもとにすすめる。
5. 戦災復興土地区画整理事業の保留地は、安易に処分するのではなく、将来の公共事業の用地として確保しておく。また、旧国鉄が持っている用地も公共用地として利用するように調整する。
6. 市街地再開発事業は、市民、居住者の生活環境改善に利することを目的に進め、市施行の鳴海駅前については、市の過大な負担にならないようにし、居住者が住みつけられるようにする。有松駅前については、出店予定のマイカルが経営破たんしたが、市民参加で抜本的に見直す。
7. 大曽根駅前の再開発事業は、事業評価制度を導入し、事業の方向性を明らかにする。
8. 「都市再生特別措置法」に基づく都市再生事業は、不良債権処理を目的とするものであり、超高層ビル建設に拍車をかけオフィスビルの供給過剰などをもたらし、まち破壊につながる。都市再生緊急整備地域に指定された名古屋駅周辺、栄・伏見地域、千種・鶴舞地域、名古屋臨海地域を抜本的に見直す。
9. 大企業が中心となってオフィス棟などを建設する名駅四丁目7番地区（豊田・毎日ビル）や牛島南地区、および住まいとして生活や健康、精神衛生などに問題のある超高層住宅を建設する納屋橋西地区、千種駅南地区の民間市街地再開発事業については、抜本的に見直す。
10. 大須30番第一地区の民間再開発事業は、「大須」という歴史、文化をふまえた商店街振興につながるまちづくりをすすめる。
11. 旧国鉄所有の笹島貨物駅跡地を中心とした「ささしまライブ24」や日銀跡地（栄交差点角）などを中心とした栄地区の再開発については、財界主導の開発計画でなく、住民団体や専門家を含めた市民参加のもとで、再開発の是非、整備方針、整備内容など民主的に計画を策定する。太閤地区の広幅員道路の建設はまちを東西に分断することになり、環境も悪化させるので中止する。
12. 名古屋駅周辺の歩行者空間のあり方については、駅前の地上のにぎわい、自動車流入などを含め歩行者が歩きやすい空間づくりに努める。この点から笹島交差点地下通路の建設は中止する。
13. 金山駅北地区整備は、民間主導や「民活」型中心でなく、市民利用施設の整備を含めた

- 開発計画を策定する。その際、過大な投資とならないように留意する。また、金山南ビル内ホテルに対する賃貸料は相場の2分の1以下であり、適正な価格に引き上げる。
14. 「名古屋市における駐車場の基本方針に関する提言」は、都心部の土地の高度利用と都心部への自動車呼び込みとなる。自動車公害による大気汚染を最小限に食い止め、自動車交通の抑制と公共交通機関の利便性をはかる方向で再検討する。
 15. パークアンドライドの効果的实施をすすめ、都心市街地の車乗入れを減らす実効性ある対策を進める。
 16. 名古屋都市高速道路は、地域を分断し、公害の発生源となっている。市内道路網として疑問があり、公共交通機関充実こそ、すすめるべきである。したがって、都市高速道路3号線北部・南部区間の延長は、事業評価制度を導入し見直す。特に南部区間の熱田区六番町の新幹線交差部については、新たな騒音問題が生じる恐れがある。また、地元還元施設への助成実施にあたっては、沿道住民・団体の意見・要望が反映するようにする。
 17. 名古屋都市高速道路の利用車両の増加により、大気汚染・騒音・振動・低周波公害など、「現況非悪化」の原則が守られていない。「都市高速道路沿道騒音対策推進連絡会」を拡大・拡充し、「国道43号の最高裁判決」をふまえて最高速度60km/時走行の厳守、過積載車両の乗入禁止などを実施するとともに桁下反射音対策、低音舗装、歩道整備、バスレーンの拡充など、環境向上策を具体化し実施する。
 18. 名古屋環状2号線建設については、平面街路（国道302号）は、道路構造の改善、広幅員の緩衝緑地帯の設置などに計画を改善し、住民合意がなければ建設をすすめない。「高針」以南の自動車専用部は、全線トンネル化し土壌浄化システムを採用するなど、環境アセスメントの環境保全目標値を満たすよう騒音、大気汚染対策に万全を講ずるとともに、住民の合意を得るまで建設を凍結する。西南部については、環境庁長官の要請に基づき追加調査を実施し、環境保全目標を守るようにする。
 19. 名古屋港湾計画は、事業の必要性、財政、自然環境とのかかわりなど事業進捗を見ながら見直していく。
 20. 大水深岸壁の建設については、必要性、採算性、環境などを検討し、既存の岸壁の改修も含め市民の納得を得てすすめる。
 21. 名古屋港水族館のシャチについては、自然の大切さが市民に伝わり、学術研究にふさわしいものにする。
 22. 東海地震の強化地域に指定されたことをふまえ特定建築物の審査、検査体制を充実し、既存建築物のタイル・看板などの落下事故防止をはかるために防災対策の推進、防災事前指導を充実する。
 23. 名古屋市建築防災工事資金融資制度の周知に努めるとともに、利率を引き下げ利用しやすくする。
 24. 建物の耐震基準を設け、「耐震診断」を木造住宅以外にも対象を広げて無料ですすめる。

- また、建築・改修にあたっては、耐火・耐震が高まるように補助制度と融資制度を創設する。
25. 建築紛争が生じないように建築協定や地区計画制度等の周知に努め、「名古屋市中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整等に関する条例」の運用にあたっては、良好な居住環境の確保をはかり、周辺住民の声が生かされるように斡旋制度を見直す。
 26. 健康で文化的な住生活を市民の基本権として保障するため、1986年発表された名古屋市住宅対策審議会答申を現状に生かし、特に最低居住水準（建設省基準）未満の住宅解消に努め、市営住宅の建設、家賃補助を含めた内容の「名古屋市住宅基本条例」を制定する。
 27. 地区計画・建築協定制度を積極的にPR、活用して、生活環境を向上させる。
 28. 公営住宅の買い取り、借り上げ制度を活用して、都心部における小規模な公営住宅の供給や公団住宅の建て替え時における公営住宅の併設を促進する。その際、借り上げ公営住宅については、借り上げ期間終了後も入居者が公営住宅に入居できるようにする。
 29. 市営住宅は、同一団地内に各種のタイプの住宅を建設し、多様な家族構成に対応できるようにする。特に、希望者が多い単身者向けの建設戸数を増やす。
 30. 市営住宅家賃算定の「利便性係数」は、設定方法を見直し、その引き下げをはかる。また、家賃減免制度を拡充するとともに、同制度該当世帯へは、個別に周知する。
 31. 定住促進住宅（特に民間）の高すぎる家賃を引き下げるとともに、市営住宅との併設を促進する。
 32. 福祉向け住宅を大幅に増やし、ケア付き住宅の併設や障害者・高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が入居できるようにする。
 33. 高齢者に配慮した公営住宅を建設し、ケアハウスやシルバーハウジング住宅の建設をすすめるとともに、公営住宅の建て替えにあたっては、デイサービス施設や配食サービス施設などの併設を行う。
 34. 高齢者向け改善住宅供給事業は、高齢者が住み易くするとともに、多年齢層と住むことが大切である。したがって一棟まるごと高齢者向け住宅に改築することは中止する。
 35. 住宅の構造・設備を改善し、障害単身者の市営住宅入居を可能にする。また、民間住宅入居者に対し、家賃補助制度を導入する。
 36. 新婚世帯や学生・勤労単身青年にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度をつくる。
 37. 市営住宅の建て替えにあたって、高齢者世帯などは従前の家賃に据え置き、その他の入居者の傾斜家賃期間を5年から建設省の通達通り7年以上に延長する。また、一時移転先に民間住宅も認める。
 38. 市営住宅の計画修繕の遅れが目立つ耐火住宅の外装、屋根の防水、屋内給水管の取替や流し台などの改修については、維持管理費だけでまかなうのではなく、特別に予算を組み、3カ年計画で実施する。また、この修繕は地元業者に発注する。
 39. トータルリモデル事業を実施し、居住者の声を取り入れ、古い市営住宅の有効活用を図

- る。
40. 階段室型を含む市営中層住宅のエレベーター未設置住宅は、年次計画に基づいて、エレベーター設置を促進する。
 41. 名古屋市住宅供給公社は、分譲住宅だけでなく需要が高い公社賃貸住宅を大量に建設する。
 42. 既成市街地のコミュニティを維持し、安心して住みつづけられるようにするために、都市防災不燃化事業の対象の拡大や3世代住宅建設の際には、補助金や貸付金制度を設ける。
 43. 民間マンション管理相談について、マンション問題の専門家(マンション管理士)を相談員として配置する。
 44. 分譲マンションの実態調査を実施し問題点を把握し、適切な長期修繕計画、資金計画を立てられるよう管理組合を援助する。
 45. 民間マンションの大規模修繕や建て替えにあたっては、住宅金融公庫の利子補給などを例に公的助成策を新設する。

< 緑政土木局 >

1. 山崎川や扇川など治水上重要な本市管理の河川については、総合的な治水対策の立場に立って改修・整備をすすめる。
2. 丘陵地の土地造成などについて定期的に実態調査し、調整池の確保など雨水流出抑制に努め、内水害対策を実施する。
3. 民間施設や各家庭での雨水タンクなどの貯留施設を設置する際に補助制度を設ける。
4. 公園など公共用地からの雨水の流出抑制をはかる。また、内水害対策上必要な水田については、遊水機能が守られるよう助成策を創設する。
5. 都市排水路・ため池・農業用排水路の計画的な改修・しゅんせつを促進し、安易な縮小や埋め立てをおこなわない。
6. 高潮防潮堤や河川の堤防の地盤沈下・耐震性などの実態を早急に点検調査し、結果を公表する。また、必要な具体策を実施する。
7. 急傾斜地崩壊危険区域・がけ崩れ注意箇所における開発・建築動向を調査し、住民への周知徹底をはかる。また、必要な開発・建築規制を行う。
8. 有料の市営自転車駐輪場については無料にする。
9. 無料駐輪場を増やし、公共交通機関との連絡をスムーズにする。また、放置自転車の整理で通行・安全の確保に努める。
10. 商店、事業所などの屋外看板などについて道路占用料を引き下げる。
11. 地下鉄などの建設にともない、支障となる施設の移転費用に対し、中電、東邦ガス、N T Tなどに応分の負担をさせる。
12. 人車分離の道路網づくり、自転車専用道路の拡充、交通安全施設の整備を強める。また、生活道路の維持管理に必要な予算を配分し、安全な道路を市民に提供する。
13. 弥富相生山線については、環境に配慮できない場合は建設中止も選択肢の一つとし、住民の納得と合意のないまま工事に着手しない。
14. 緑化推進条例を「自然環境保全条例」に発展・強化し、緑被率 30%を達成するために緑地保全地区・保護樹林の指定、歴史的・文化的環境などを保全する地域の指定などを行い、計画的に用地を買収するなど積極的に自然環境を守る。また、緑被率を高める点からも農地の保全に努める。
15. 緑化用苗木育成のための苗木生産センター(南区)は、地域の緑化にも役立っており、地域住民の利用の拡大をすすめ存続させる。
16. 工場・事業所、公共施設の緑化を重視し、屋上緑化や壁面緑化についての助成制度を創設する。
17. 学校、コミュニティセンター、市営住宅など公共施設は、緑化のために1%の費用の上乗せ制度を確立し、公共施設を緑化の拠点、修景の中心施設にする。
18. ホタルや自然環境を守る市民のとりくみに対して強力な支援を行う。

19. 堀川の浄化をすすめ、水辺の緑化、水辺の建築物の改良などを長期的、計画的に実施し、水辺美をいかした市街地を再生する。
20. 公園・緑地・ゴルフ場などでの農薬や除草剤などの使用を禁止する。
21. 徳川園整備にあたっては、市民参加のもとですすめる。地域に親しまれてきた公園として、池泉回遊式庭園は無料にする。
22. 都市農業は安全な食べ物づくり、緑の確保、保水能力保全など総合的な視点からすすめる。また、市内特産物の生産を奨励する。
23. 農業近代化資金の融資制度を充実し、農産物の価格補償制度をいっそう拡充する。また、減反の強制割当てをおこなわない。
24. 有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培を奨励し、助成制度を確立する。
25. 生産緑地における農業生産性の向上や営農環境の改善のために、施策の充実に努める。
26. 農地の有効活用をはかるため、市民農園を積極的に配置する。
27. 東部丘陵線（地下鉄藤が丘駅～愛知環状鉄道八草駅）の建設は、名古屋市民にとっての必要性、需要予測、採算性などに問題があり、凍結中止する。

< 教育委員会 >

【憲法・教育基本法に基づく教育の実施】

1. 国連の「子どもの権利に関する委員会」からの勧告を重く受け止め、この立場から教育施策を推進する。
2. 「子どもの権利条例」を制定し、その推進機構をつくる。
3. 「日の丸」「君が代」については、学校、児童、生徒への一方的押しつけはおこなわない。
4. 教育委員会の公選制の復活をめざし、当面、準公選制を実施する。また、教育委員会開催にあたっては、1週間以上前に会議日程と議題を公表し、夜間開催など市民の傍聴を保障する。
5. 教科書の選定にあたっては、学校現場の教師や父母の意見が尊重されるようにし、情報公開の徹底をはかる。
6. 通知表は、児童生徒の学習到達度を正しくあらわし、学習を励ます教育評価方法に改善し、各学校の教師が民主的に協議して決定できるようにする。
7. 小規模校の拙速な統廃合はやめ、小規模校のよさをいかす。
8. 標準運営費の削減を行わず、算定基準については、公・私負担区分を見直して、父母負担を軽減する。
9. 学校評議員制度の実施にあたっては、教職員、生徒、親の代表も入れて開かれた学校にする。
10. 校則を見直し、子どもの主体性を尊重した内容にあらためる。
11. 就学援助に対する国の補助金削減をやめさせ、就学援助の適用基準を引き上げ、申請受付窓口を区役所内にも設置する。

【学校教育の充実】

12. 小中高等学校は、1学級30人を早急に実現するように、その財政措置を含めて文部科学省や愛知県に働きかけるとともに、市独自に実施している小学校1年生を対象とした30人学級は、順次全学年に拡大する。また、実施にあたっては、非常勤講師でなく、常勤講師で対応する。
13. いじめや児童虐待のシグナルを見逃さないために、全校に臨床心理士等の専門家を配置する。
14. 「不登校」児童・生徒の正確な実態を把握し、原因を調査・研究するとともに、専門家による対策を充実させる。
15. 児童・生徒の問題行動について、教師の体罰や警察との連携強化ではなく、学校・地域の教育力を高めるために教師やPTAの研修などの対策を進める。
16. タバコやアルコール、シンナー、覚醒剤などの害についての教育を徹底する。
17. 映像・雑誌などの暴力や退廃、性の商品化を防止し、子どもたちに悪影響をもたらさないよう、学校、保護者、地域住民のとりくみに協力と援助を行う。

【安全で快適な校舎などの整備】

18. 学校週5日制の完全実施にともない、「トワイライトスクール」や学童保育所（留守家庭児童健全育成事業）の役割分担をし、統合はしない。
19. 学校の全教室に冷房を設置する計画を策定し、整備をすすめる。
20. 洋式トイレの設置を増やす。
21. プール用の温水シャワーを早急に全校に設置する。
22. 耐震診断の結果をふまえ、補強工事や改築が必要な校舎は、予算を前倒ししてでも早期に対応する。また、中津川・稲武の野外教育施設の耐震診断を早急に行い、必要な対策をとる。
23. 小・中学校に事務室、作業室、休憩室を設置する。当面、事務スペースを確保する。
24. 保健室の拡充と養護教諭の複数配置を国に求めるとともに、市独自に進める。

【学校給食の充実】

25. 学校給食は、民営化や囑託の方向ではなく、栄養士を早急に文部省基準まで増員するとともに、調理員も必要に応じて増員する。また、父母・教師や調理員などの意見を取り入れるなど、学校教育の一環として安全で豊かな給食をめざす。
26. 給食協会での食材の一括購入と統一献立をやめ、各学校に栄養士を置き、学校ごとの食材の購入、献立をめざす。当面、中学校ブロックごとの購入、献立とする。
27. 都市近郊農業の発展のためにも、学校給食に産直野菜や地元産の銘柄米を取り入れる。
28. 学校給食に安全性が危惧されている遺伝子組み替え食品等を使わない。
29. 利用率が低下している中学校スクールランチは、生徒・父母・教師の声をいかし根本的に見直し、当面中学校のランチルームを拡大する。

【高校教育の充実】

30. 高校入試の複合選抜制度は、廃止するよう県教育委員会に働きかけ、高校進学希望者の全員が入学できるよう入試制度を再検討する。
31. 市立中央高校の昼間定時制は独立校舎で行う。
32. 私立高校生への授業料補助を増額する。
33. 定時制教育は、さまざまな課題を抱えた生徒が多数学んでいるが、学ぶ機会をうばう夜間定時制高校の統廃合はしないようにする。

【幼稚園教育の充実】

34. 市立幼稚園の3歳児学級の新設をすすめるとともに、統廃合しないようにする。
35. 私立幼稚園への就園奨励費・授業料補助を増額し、適用条件を拡大する。

【障害児教育の充実】

36. 市立養護学校は、希望するすべての障害児が入学できるように、重複障害児の受入れや高等部の定員増をはかり、教師を増やす。また、高等部については独立させる。
37. 市内に肢体障害養護学校を新たに建設する。
38. リフト付など障害児の実態にあった構造のスクールバスを導入し、介助者を増員し配置するとともに、保険料は公費負担とする。

39. 市立養護学校の消耗品費や光熱費など必要な需用費は確保する。
40. 障害児学級を増やし、障害児が一人でも障害児学級を開設する。定員オーバーの場合、年度途中でも学級や教員を増やし対応する。また、障害児学級のある小・中学校の施設整備をすすめるとともに、必要に応じ介助員を配置する。
41. 「同性介助」の原則から障害児学級は男性・女性の複数担任にする。
42. 障害児が普通学級に在籍する場合、教員の加配をする。
43. 病院内学級設置の学校は児童・生徒の受入れのため、必要に応じて正規教員を配置する。
44. 治療教育相談センター（西区）や教育センターに専門員を大幅に増員配置し、父母や教師の意向を尊重した民主的な教育相談を充実・強化する。
45. 障害者青年学級の補助金カットをやめ、増額するとともに、障害者の生涯教育の場として発展させる制度をつくる。

【教職員の専門性の向上と労働条件の改善】

46. 教職員の専門性の向上と労働条件の改善をすすめる。
47. 教職員の自覚的な研修を奨励し、自主的な努力と相互協力で教職員の力量を向上させる。
48. 本務欠員補充教員をなくし、正規教員を配置する。また、長期病休・研修などでの年休取得に際しては、欠員が生じた場合、ただちに臨時教員を配置し、児童・生徒への授業がおろそかにならないようにする。
49. 臨時教員の配置は、「名古屋市教育人材バンク」まかせでなく、直接、教育委員会の責任で行うように改める。
50. 臨時教員の任用について同一校で引き続き代わりの教員が必要な場合は継続できるようにする。
51. 産休など補助教員を配置する場合、引継期間を1週間程度、設けるようにする。
52. 産休・育休などの臨時教員や療養・研修などへの非常勤講師の賃金、年休、交通費、事務引き継ぎ期間の保障など労働条件を正規職員と同水準に向上させる。また、職員会議・行事などへの参加を保障する。
53. 十分な教育研究を保障するために教員の持ち時間の上限を定め、そのための教員増をはかる。
54. 妊娠時の授業軽減措置の代替については、対象者一人につき一人を配置する。
55. 小規模校への教員加配を行い、臨時教科免許（免許外）の授業をなくす。
56. 教員採用試験について、情報公開をし、受験年齢制限を愛知県と同じ59歳に引き上げるなど改善をはかる。
57. 事務職員は、全校複数配置する。また、学校運営委員会など学校運営への参加を保障する。
58. 全校に専任の司書教諭または図書館職員（司書）を配置する。当面、市独自に図書館専任職員を配置し、図書室を充実する。

【社会教育の充実】

59. 社会教育施設は、施設ごとに運営審議会・協議会を設置するなど住民参加の運営を強める。
60. 「青年の家」の統廃合はおこなわない。
61. 栄・教育館の建て替えなどにあたっては、建て替えをするかどうかも含め、利用者の声をよく聞き慎重に検討する。
62. 小中高校生の居場所づくりと自主的な活動を支援する。
63. すべての社会教育施設において、利用者、団体のプライバシーの保護に留意する。
64. 小・中・高校の体育館、図書館、校庭、プールなどの施設が、簡単な手続きで利用できるようにする。
65. 旧亀島・旧本陣小学校の跡地は、住民合意のもとで、市民が利用できる公共施設として活用する。
66. 社会教育施設の駐車場の有料化をやめる。
67. 中区に夜間も利用できる都心型図書館、山田・志段味の支所管内に図書館の建設をすすめ、図書館分館は人口に応じて建設をすすめる。
68. 各区の図書館ごとに運営協議会をつくり、市民参加で運営をすすめる。
69. 市立美術館・博物館の学芸部門を強化する。収蔵美術品などの購入資金を増額し、すぐれた収蔵品の収集に努める。また、市立美術館にハイビジョンを活用した美術鑑賞システムを設ける。
70. 市の埋蔵文化財保護行政の方針と体制を強化し、貴重な史跡である白鳥塚古墳（守山区）などの公有化をすすめる。
71. 志段味地区の埋蔵文化財、民俗文化財を保存・展示できる民俗・古墳資料館を「歴史の里」の中に建設する。
72. 有松、白壁、四間道、中小田井などの歴史的町並みの保存や歴史的価値の高い山車・からくり人形の修理、保存をすすめる。
73. 名東区にあるような障害者スポーツ施設を西部方面にも増設する。既存施設については、バリアフリー化などの整備をすすめる。
74. 古い市営プールの改築を促進する。
75. 既存のスポーツセンターの温水プールに、入水用スロープまたは階段などを設置する。
76. 市民から「戦争と平和」をテーマとした手記を募集し、冊子にまとめて、社会教育施設に備えるとともに、小・中学校の副読本として活用する。また、市民団体（個人も含めて）が戦争体験の手記などを冊子にして発行する活動を援助するなど、平和教育を充実する。
76. 名古屋市科学館は、自衛隊の戦闘機 F 86 D の展示を撤去し、今日の航空科学の知識の普及にふさわしい民間航空機などを設置する。

< 消防局 >

1. 消防力は国の指針に基づく市の新基準を満たすように計画的に拡充する。特に救急隊は増員し、5 隊の増隊をはかる。
2. ディスコ・カラオケ・スナックなど飲食店や不特定多数の客が集まる雑居ビルに対する立ち入り検査を 1 年に 1 回は実施し、改善を徹底させる。
3. 東海地震の強化地域指定にもとづき、市民参加で学区ごとの防災計画を策定する。
4. 地震ハザードマップを策定し、市民に配布する。
5. 防災対策に放射性物質搬送事故対策を組み入れ、機材を準備する。
6. 耐震性防火水槽は、東京都並みに 250mメッシュに 1 ヲ所をめざして整備をすすめる。
7. 地域防災計画に定める耐震基準に見合うように市役所・区役所・病院・消防署の耐震改修を年次計画ですすめる。
8. 防災情報収集伝達システムの確立にあたっては情報収集や高齢者、障害者に対する確実な伝達の手段を確保する。また、伝達方法として本市独自の FM 放送や同報無線なども視野にいれ検討する。
9. 防災情報を提供する電話番号を設定する。
10. 高齢者、障害者世帯の住宅に自動火災報知設備、または自動火災警報器を設置する。
11. 新たな地下街建設を規制する方針を堅持し、名駅地下街をはじめすべての地下街について、直下型大地震を含む防災計画を立て改善する。特に、定期的な防災訓練を指導する。
12. 救助隊・救急隊・消防隊の勤務体制は機能的に活動しやすくするために現行の 2 部制から増員し、3 部制の導入を計画的に行うなど、警防体制をいっそう強化する。
13. 当面、夜間に医療機関の協力を得て医師を指令センターに配置し、救急隊などとの連携をはかる。また、市民からの救急医療手当の電話相談にも対応できるようにする。
14. 自主防災会の機能が発揮できるようにするための研修会を行う。
15. 災害弱者の避難体制に、特別の手立てをとる。
16. 地震時に、家具の転倒が災害を大きくすることを市民に知らせ、高齢者世帯への転倒防止工事の助成などを制度化する。

< 上下水道局 >

1. 上下水道事業は、廉価・安全でおいしい水の供給と環境の保全、雨水対策に万全な公営事業として持続・発展させる。
2. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画は、全体の投資的経費を抑える中で財源を確保し整備時期を早めるとともに、低地や浸水しやすい地域の局地的浸水をなくすための必要な整備をすすめる。
3. 上下水道局所管のポンプ所について緊急時に必要な人員を配置できるように職員を確保する。排水先に条件のある場合はポンプ機能の増強をはかる。
4. 下水処理場については、悪臭防止法や本市の悪臭指導基準が守られるよう土壌脱臭など悪臭防止対策を充実させる。
5. 事業所・工場から下水道への排水基準が守られるように点検・監視を強め、違反した事業所・工場の公表と罰則の適用を厳格に行う。
6. 常住人口計画に見合うように、水需要計画を抜本的に見直し、徳山ダムなどからの水利権を全面返上するなど、水利権が過大にならないよう関係機関に申し入れる。
7. 木曾川水系の水利権調整機能を有する組織を関係機関とともに設置する。
8. 水質保全をするために長良川河口堰を開ける。
9. 水資源の有効活用と渇水時の対策として、雨水利用の施設を拡大し、節水コマの普及など多様な節水施策を実施する。
10. 水道会計の収益的収支を勘案して、市民負担増にならないよう計画的に配水管の布設替え工事を行う。未給水地域・給水不良地域を早期に解消し、漏水防止対策を強める。なお、未給水地域における本管布設・取付工事費の負担をなくす。
11. 屋外水道管の鉛管の付設替えを早急に完了するとともに、個人敷地内の鉛管対策をすすめる。
12. 集合住宅等の受水槽の管理については、上下水道局が居住者、健康福祉局などと連携して指導をはかる。
13. 10トン未満の受水槽については使用責任者に助言・指導し、清掃費の助成も検討する。また、3階直圧による給水やブースターポンプを関係者に積極的にPRし普及し、補助制度を確立する。
14. 市民生活用の水道布設工事負担金は、全額市の負担とする。
15. 安全な水を確保するために岐阜県御嵩町はじめ木曾川水系での産業廃棄物処理場建設に反対する。
16. 配水管の老朽化を早期に発見し、布設替えを行う。取水口の検査項目にダイオキシンなどの有害物質を加える。
17. 下水道整備地域での本管取付工事費は、全額市の負担とする。

18. ディスポーザー(生ごみを破砕して下水へ流す機器)の設置禁止を条例化する。
19. 市街化調整区域内の汚水処理について、環境への負荷及び財政負担を考慮し、公共下水道や特定環境保全公共下水道事業及び合併浄化槽など、最も適切な方法で整備する。
20. 下水処理場での高度処理を計画的に推進し、河川や伊勢湾の浄化を推進する。
21. 汚水処理計画を水使用量に合ったものに見直し、平田処理場計画を再検討する。

< 交通局 >

1. 市バスの再編で不便になった地域を含め、交通弱者の立場にたった路線の確保に努める。
2. 全国各地で始まっている 100 円バスの試行実施で利用者を増やす。
3. 市民生活の足を確保するために運行している路線への運営費補助など必要な費用について一般会計からの補助を拡充する。
4. 乗り継ぎ割引制度については一層充実させる。
5. バス停を照明付き、屋根付きにし、ベンチを設置する。
6. 市周辺部のバス停に、自転車駐輪場を設置する。
7. 市バスに無線機などを設置し、通信基地と走行中のバス間の指示、相互連絡ができるようにする。また、地震・水害などの災害時に情報収集・誘導に活用する。
8. 超低床バスを計画的に全路線に導入する。
9. ディーゼル車の黒煙防止など排気ガス対策を推進する。
10. 新設・既設を問わず地下鉄駅には、障害者・高齢者・病人など交通弱者の乗降のためにエレベーター、エスカレーターを各駅に設置する。特に、交通弱者の介助に必要な駅員を配置し、必要経費は、一般会計から補助する。
11. 視力障害者などの事故防止のために、ホームに安全柵やホームドア、ホーム可動柵などを設置する。
12. 聴覚障害者などのためにバス・地下鉄車内の見やすい場所に案内表示器を設置する。
13. 地下鉄施設の浸水対策について強化する。

各区の要求

< 千種区 >

【防災】

1. 区内の小中学校の耐震補強を早期に進めること。公立保育園や幼稚園などの耐震診断を行い、必要な耐震化策を講ずること。
2. 大久手町七丁目・小松町七丁目・青柳町七丁目・春岡通七丁目地域に耐震性防火水槽を設置する。

【住宅・街づくり】

3. サッポロビール跡地に公営住宅や文化・教育・医療施設を整備すること。
4. 市営仲田荘の改築については、すべての住民を対象に説明会を開催すること。建て替えにあたっては、とりわけ高齢者が多いことに留意し、住民の声をよく聞き、十分な理解と合意のもとにすすめる。
5. 千種台ふれあいタウンから、食料品の日用品など住民の日常生活にかかわる店舗がなくならないように街づくりをすすめること。

【緑と遊び場】

6. 公園のない学区の解消に努める（東山・春岡・高見・自由ヶ丘学区及び千種学区）。
7. 大久手町七丁目・小松町七丁目・青柳町七丁目・春岡通七丁目地域に公園をつくる。

【環境】

8. 都市高速道路 1 号線の四谷通と吹上交差点付近に環境測定のモニタリングを設置すること。

【市民サービス】

9. コミュニティセンターの未設置学区解消に努める（星ヶ丘・宮根）。高見学区の準コミュニティセンターは、住民にとってその位置がわかりにくいことや市営住宅内にあるため使いにくいなどの難点があるので、別の場所にコミュニティセンターを建設する。
10. 千種台ふれあいタウンのセンター地区に、区役所の出張所を設け、住民票の写しを交付するなど市民サービスの窓口とする。
11. 住民基本台帳ネットワークに接続された個人情報について、事故、災害、その他の事由により、保護措置が適正に実施されず基本的人権の侵害が明らかであるときには、直ちに切断する措置が取れるようにすること。

【高齢者福祉】

12. 若水三丁目にある旧衛生局跡地にデイサービスセンターを建設する。
13. 区役所民生課の福祉相談窓口と介護保険課の窓口を隣接させること。また、1階におくこと。
14. 区内に特別養護老人ホーム建設をすすめ、待機者の解消に努めること。
15. 老朽化した都福社会館を建替え、高齢者生きがい支援通所事業としての「老人憩いの家」を建設するとともに、独居老人などへの配食サービスセンターを併設すること。

【交通】

16. 地下鉄 4 号線の仮称「千種台」駅の名称を、「自由ヶ丘」駅とする。
17. 地下鉄 4 号線の仮称「茶屋が坂」駅に、自転車駐輪場を設けること。

【道路・交通安全】

18. 桜通内山交差点西側に南北を結ぶ横断歩道をつくること。
19. 通学道路となっている清明山南公園西の道路に、歩道を設けること。
20. 今池や本山駅周辺の放置自転車対策に努めること。
21. 有料自転車駐車を無料とすること（吹上・池下・池下路上）。
22. ユニー千代田橋北西のガード下にカーブミラーをつけること。

<東区>

1. 徳川園の整備にあたっては、現在の早朝ラジオ体操などこれまでのように市民の憩いの場として利用してきた公園として、池泉回遊式庭園は無料にする。
2. 矢田・砂田橋地域に、住民票や印鑑証明などを発行する住民サービスセンターを設置すること。
3. 矢田地域の豪雨による排水対策を抜本的に強化するとともに、大曽根地域の浸水解消のために大曽根駅の地下貯留槽を早期に活用できるようにすること。
4. JR大曽根駅から地下鉄大曽根駅に通ずる階段にエスカレーターを設置する。
5. 始発である大幸東団地の市バス停留所に、日差しや降雨を避ける屋根つき囲いのある待合い所を設置すること。
6. 高齢者宅に食事宅配サービスを充実し、東区全体で実施すること。
7. 地下鉄高岳駅にエレベーターを早期に設置すること。
8. コミュニティ道路に買い物帰りの高齢者が、ちょっと休憩できる腰掛けなどを設置すること。
9. 各学区のコミュニティセンターを利用しやすいように、運営体制を民主的に改善すること。
10. 「メッツ大曽根」のオープンによる地元商店街の実態を調査し、中小商店の経営と生活を守る対策をとること。
11. 商店街における違法駐車は、事故の原因や歩行者の通行の妨げになっている。規制の強化に頼らず、駐車場の設置など改善の話し合いを商店街と進めること。

<北区>

(1) 災害に強い街

1. 生棚川、地蔵川など北区内を流れる中小河川の整備を総合治水対策で推進する。
2. 東海豪雨のような災害が起こった時には災害弱者を北区の職員が最優先に対応する。
3. 災害情報を各戸に伝え多少の雨でも安心して過ごせるようにする。

(2) 子育て、教育

1. 待機児が解消するように保育園を増設する。
2. 障害児学童に1人から補助金をつける。
3. 延長保育を上飯田地域の公立保育園で行う。
4. 杉村、楠西幼稚園で3歳児保育を行う。
5. 織部、報徳幼稚園の3歳児クラスを増設する。

6. 緊急一時保育の指定園を増やす。
7. 中高生の集える青少年センターを北区内につくる。
8. 普通学級の障害児がいる学級に介助員をつける。
9. 子育て教室、赤ちゃん教室への会場費等の補助金を新設する。
10. 飯田・宮前学区にコミュニティセンターを早急に建設する。
11. コミュニティセンターの管理委託料を引き上げ、子どもも含めて利用促進をはかる。

(3) 医療、介護、福祉

1. 地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを早期に建設する。
2. 名工研跡地に建設する「クオリティオブライフ構想」の城北病院、特養ホームに重度障害者施設を併設・建設する。
3. 北区における介護サービスの状況や介護施設の状況・待機状況を公開する
4. めいほく共同作業所で行っている給食配食サービスを補助対象にする。
5. 小学校区ごとにミニデイサービスを実現する。
6. 福祉会館を建て替える。
7. 如意・大曾根・金城地域にデイサービスセンターを実現する。
8. 高齢者の多い杉村・大杉地域に特養ホームを建設する。

(4) 街づくり、交通

1. 上飯田連絡線の上飯田-味鋺間は、敬老パスなど福祉乗車券の対象とする。
2. 地下鉄大曾根駅のコンコースから地上へのエスカレーターを早急に設置する。
3. 大曾根駅周辺の再開発事業の促進をはかる。
4. 上飯田連絡線の工事による商店への被害に対し補償措置をとる。
5. 上飯田連絡線の開業に伴う市バスの再編成で減車は最小限にする。
6. 味鋺公園に公衆トイレを設置する。
7. 上飯田第2公団北の堤防に押しボタン式信号をつける。
8. 名濃道路の環境対策をはかり、環境基準・環境保全目標値を守る対策を取る。
9. 公害の恐れのある産廃施設・名城産業は、区民に被害が起きない対策を取らせる。守れないような施設であれば、愛知県に認可しないように要請する。
10. 上飯田第2公団西側出入口の歩道の段差をなくし、車椅子が出入りしやすいようにする。
11. 上飯田第2公団の南東交差点の交通量が多いので信号をつける。
12. 瑠璃光橋の信号をスクランブル方式にし、安全にする。
13. アピタの近くにポストを設置する。
14. 銭湯が廃業したときは、市が買い取るか借りて老人向け施設（デイサービス等）にする。

(5) 中小企業について

1. 北区内中小商工業者のための相談窓口を区役所に常設するとともに、名古屋市の制度融資の申込用紙を北区役所の窓口にも常備する。
2. 不況と必死に闘っている中小業者の実態調査をする。

< 西区 >

(1) 教育・子育ての環境づくりや、社会教育について

1. 山田図書館の建設については今年度着工が見送られたが、早期建設をはかり、各区図書館並みのサービスの提供が受けられるよう設備や蔵書数など十分に配慮し、市民の文化・教育施設として役割を果たすようにする。
2. 山田地域は新しいマンションも増え、乳幼児を育てる世帯が多い。のびのびとした子育てをするための自主的子育てサークルが増えているが、山田地区会館は利用者が多く、なかなか借りられないのが現状です。地域の子育て支援の拠点となるような児童館・会館をつくる。
3. 学童保育は、学校5日制への対応、午後6時までの開設、障害児の加算は1人から対象とするなど、助成金を大幅に増額し充実する。
4. 公園やどんぐり広場の遊具や砂場は、安全性の確認し整備をする。
5. 保健所で行われる3歳児検診(特に発達テスト)は、こどもがぐずらない午前中に行う。
6. 菊井町交差点のいす型オブジェはとてもよいので、他の道幅の広い交差点にもぜひ設置する。
7. コミュニティセンターの未設置学区(幅下・枇杷島・南押切・稲生・浮野の各小学校区)をなくす。特に幅下学区はコミセンに準じる施設もないので、早急に設置する。

(2) 市営住宅について

1. 市営住宅は何回応募しても入れない実情である。増設をすすめる。
2. 市営平田荘と、比良荘の建て替えにあたっては、現在住んでいる住民の意見をよく聞いて、理解と納得の上で進める。また、デイサービスセンターなど福祉施設を併設する。施設の厨房面積を充分とり、地域の高齢者への配食サービスを実施する。

(3) 医療・介護・市民生活などの福祉施策について

1. 敬老パスを現行制度で存続する。
2. 国民健康保険の本人3割負担への引き上げを中止し、8割給付を継続する。
3. 市民税非課税者の介護保険料、利用料の減免制度をつくる。
4. 特別養護老人ホームの建設をすすめ、待機者をなくす。
5. デイサービスセンターを各小学校区に建設する。特に稲生学区はひとり暮らしの高齢者が多い学区なので早急に建設する。また、とりわけ、高齢化率が高い菊井中学校区(幅下・江西の各小学校区)や、浄心中学校区(上名古屋・城西・児玉の各小学校区)は1カ所もないので、一刻も早く建設する。
6. 商店街の空き店舗などを利用して、各学区にお年寄りが憩える生活支援型のミニデイサービスセンターをつくる。

(4) 安全・安心の街づくりを

1. 高速道路の事後調査結果では、分岐2号線の騒音、二酸化窒素などは、依然として「現況非悪化」の原則が守られていない。早急に高架下に裏面吸音板の設置、平面道路の低騒音舗装を行う。また、とくに早朝5時~6時は大型トレーラーなど過積載車輛の通行が激しいので、乗り入れ禁止や、減速など対策をはかる。

2. 大気汚染や騒音など環境基準も守られない都市高速 3 号線の延伸は中止する。
3. 東芝愛知工場名古屋分工場跡地や城野染工跡地の地下水汚染の浄化を徹底的にすすめ、浄化の進捗状況を定期的に公表する。また、(株)ティーティーシーについてはモニタリングの結果を定期的に公表する。
4. 又穂住宅近辺から西区役所へ行く市バス路線を設ける。
5. 各市バス路線が削減され、病院や公共機関に行くのに困っている。元の本数にもどす。
6. 障害者・児が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりをすすめる。
 地下鉄駅にエレベーターを設置する。(浄心・庄内通・庄内緑地の各駅)
 歩道に浮き石があるところが多く危険、調査し整備する。
 中小田井地域は障害者施設が多いので、歩道の段差や、点字ブロックなどバリアフリーに特に配慮したまちづくりをすすめる。

(5) 災害対策について

1. 庄内川・新川・水場川の河川整備を早急に行う。
2. 新川流域総合治水対策については 50 ミリ対応の達成を早急にはかる。
3. 新川の堤防決壊の原因を明らかにし、完全な改修を図る。
4. 雨水流出抑制策として一般家庭や、民間のビル、店舗、集合住宅などにも雨水貯留施設や浸透枡、透水性舗装の助成制度を設ける。
5. 作成されたハザードマップを活用し、地域住民に説明会を開き、災害時の対応ができるようにする。
6. 東海豪雨から 2 年経過しました。被災住民及び事業所の立ち直り状況、健康などの実態調査を行い、必要な支援を行う。
7. 東海地震予測にもとづいて強化された防災計画を、住民に周知徹底するとともに、とくに、液状化が指摘されている西区においては、耐震施策を充実させる。
8. 避難勧告は早い時期に出し、伝達方法もサイレンなどで住民に徹底させる。
9. 避難所は安全な場所に設ける。また、高齢者や障害者に対応できるよう、洋式トイレ、スロープ、エレベーターなどの設備を整える。
10. 避難所には、食糧(乾パンだけでなくご飯も)水、毛布、タオルなど備蓄物資を充分に整える。
11. 障害者・高齢者など災害弱者の安否確認、避難所への誘導、避難生活への支援をはかる。

(6) 歴史と文化のまちづくりを

1. 岩倉街道、清州街道、四間道など歴史的な町並み保存をする。
2. 名古屋友禅、扇子、凧、駄菓子など西区の伝統工芸や地場産業を守る。

(7) その他

1. 有事法制に反対し、非核三原則を堅持する。
2. 非核平和都市宣言をし、「非核平和展」など区役所ロビーなどで開催できるようにする。
3. 西区内の公園でホームレスが増えているようです。実態調査をし、自立支援策を講じる。
4. 区役所の駐車場を増やす。

< 中村区 >

1. 介護を必要とするすべての人がサービスを利用できるように、中村区の実情をふまえた施設・在宅サービスの基盤整備を進める(特に特別養護老人ホームの待機者を早急に解決する)。
2. 生活を援助する配食サービスを区の全域で早期に実施する。
3. 中村スポーツセンターの温水プールの利用料を引き下げる。
4. コミュニティセンターについてもっと利用しやすくし、公平に利用できるように地域を指導するとともに、談話室などを高齢者のサロンの場として開放する。
5. 交通バリアフリー法をふまえ、地下鉄各駅にエレベーター及びエスカレーターを設置する。
6. 中村文化小劇場の使用料を安くする。
7. 地下鉄駅付近の放置自転車対策を強化する。特に、地下鉄中村公園駅や本陣駅では、点字ブロックの上に自転車が放置されており、視覚障害者の支障になるために、指導員や監視員を配置して利用者に対するPRや整理に努める。
8. 地下鉄名古屋駅構内についてターミナル駅の特性から乗り換え案内をわかりやすくする。
9. 中村区の人口が減少しているが、人口を増加させ若者が住みつづけることのできるまちづくりを特に重視して施策(例えば新婚家庭に対する家賃補助制度)を講じる。
10. 中村区岩塚町宮前付近の庄内川堤防敷地にある建物は、人が住んでいない建物があるので撤去するように建設省へ要請するなど対処する。また、中電の鉄塔付近のゴミを片付ける。
11. 鉄道敷き高速道路で囲まれ封鎖された笹島の土地空間を、どのように市民のために利用するのか、区としての対案を打ち出す。当面、広く区民に意見を求める機会を設ける。
12. 地元区民の利用度が高い「JR東海総合病院」について、椿町線建設により存続が危ぶまれているが、存続するよう住宅都市局とJR東海に働きかける。
13. JR東海の宿舎に空き部屋が多く、防犯上も問題がある。跡地利用についてJR東海と協議して土地利用の考え方を明らかにする。
14. 都市決定された椿町線の浮遊粒子状物質(SPM)の現況値が環境基準を超えているので、環境保全の立場から中村区としての明確な対策を立て、掘割方式でなく地下方式(地元も合意している箱型式)も選択肢とする。
15. 統廃合された旧亀島・旧本陣小学校の跡地利用は、地域の拠点として利用できる公共用地として活用し、住民参加で民主的な合意形成を得る。

< 中区 >

(1) 子どもたちが健やかに成長する中区のまちを

1. 公立保育園での延長保育を拡大する。
2. 公立保育園の全保育室にエアコンをつける。
3. 保育園に「園児飛び出し注意」などの看板を設置する。
4. 公立保育園で保育園地域開放事業を実施し、地域での子育て支援を行う。
5. 小学校通学路の風俗営業の看板を児童の目に付かないよう配慮することや通学路での呼び込みはやめるよう指導を強める。

6. ベビーホテルの実態調査をする。
 7. 若宮大通高架下のスケボー場に照明をつける。
 8. スケーターが、自分たちでつくったセクションが置けるなど利用者の声や要望を聞く。
- (2) お年よりが安心して暮らせる中区のまちを
1. ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯にあたたかい、栄養のバランスのとれた配食サービスを中区全域に拡大する。
 2. 中保健所の建て替えの際に、特養ホームやデイサービスセンターを併設してつくるなど、待機者を解消できるよう増設する。
- (3) 安全で住みやすい中区のまちを
1. 巡回バス・中区系統の本数を増やし、巡回バスは、区役所、病院など公共施設をまわるようにする。
 2. 丸の内学区にコミュニティセンターを建設する。
 3. 記念橋にある公衆トイレを改修する。
 4. 地下鉄・大須観音駅などにエレベーターやエスカレーターを早期に設置する。
 5. 区役所にマンション問題の相談窓口を設置する。
 6. マンションの耐震診断や受水槽検査に対する補助を設ける。
 7. 名古屋市男女共同参画推進センター(仮称)オープンに当たっては、閉館時間を午後9時までにする。
 8. ホームレスの一時保護事業の拡充と医療や食料の提供、生活保護の適用をする。
 9. ホームレスの就労支援や公的な就労事業を増やすなど自立支援策を強める。
- (4) 中小企業や商店の営業と暮らしを守る中区のまちを
1. 中区役所に中小企業の相談窓口を設置する。

< 昭和区 >

1. 昭和区東部地域に図書館を建設する。
2. 児童館の改築を早急に進める。
3. 高齢化の進んでいる昭和区西部に、特別養護老人ホームを建設する。
4. 昭和区の保育園で祝祭日保育を実施する。
5. 保育園でのアレルギー食の体制を強化する。
6. 川名公園に文化施設、特別養護老人ホームなどを建設、震災時の避難施設として活用する。
7. 川名公園に球技ができるよう、ネットを設置する。
8. 川名公園の整備途中の空地に、子どもの遊べる広場を整備する。
9. 学童保育所の施設について耐震診断を実施し、耐震対策の助成を行う。
10. 学童保育の家賃補助について、昭和区の家賃の実態にあわせた額にする。
11. 隼人池の水質改善の対策を行う。
12. 崖崩れ危険個所について住民に周知徹底し、震災に備える。
13. 鶴舞公園内のホームレス対策を早急にすすめる。
14. 鶴舞駅に高架下などを利用して、自転車駐輪場を設置する。

15. 御器所・吹上など自転車駐輪場を無料にして、利用を広げる。
16. 松栄学区南部に街区公園を設置する。
17. 滝川学区にコミュニティセンターを建設する。
18. 滝川小学校西交差点の信号に歩行者用の信号を設置する。
19. 檀溪通三丁目交差点の信号に歩行者用の信号を設置する。

< 瑞穂区 >

1. 県大跡地に特別養護老人ホームなど、高齢者福祉施設を建設する。
2. 県大跡地に子育て支援のために、地域の子育て自主サークル等が利用できる子育て支援センター等の施設を建設する。
3. 県大跡地に瑞穂文化小劇場を建設する。
4. なごやか検診、成人基本検査を充実する。
 - イ. なごやか検診
 - 40歳・50歳毎の検診を45歳・55歳にも受けられるように拡充する。
 - 胃の検診を、胃カメラで受けられるようにする。
 - ロ. 成人基本検診
 - ガンなどの有料検診を、無料にする。
 - 成人検診の中に、胸部レントゲンを入れる。
5. 非課税世帯については、歩行支援用具を介護保険の適用から外して無料で支給する。
6. 安心電話を日中独居の人も適用するなど設置基準を緩和する。
7. 将来の学童保育所について考えるテーマで、学童保育所関係者、労働組合、父母、区連協と継続した話し合いを定期的に持つようにする。
8. 学童が危険にさらされる可能性がある場合、必ずその近辺の学童保育所だけでなく区内の全学童保育所に情報を提供する。
9. 国民健康保険料の滞納を理由とした短期保険証の発行をやめ、すべての被保険者に通常の保険証を交付して下さい。資格証明書の発行を絶対に行わない。
10. 地方税の納付にあたっては納税者の生活実態に十分配慮し、延納・分納の制度を充実して下さい。まして差し押さえの乱発はしない。
11. 全国に誇る「敬老パス」を、引き続き継続する。
12. 東栄保育園を建て替えること。とりあえず耐震診断と応急対策をする。
13. 瑞穂生涯学習センターを住民が利用しやすいよう充実させ、土曜日及び日曜日も正規職員を配置する。削られた「子供祭り」の予算を元に戻す。
14. 児童館学童の保育時間を6時半まで延長するなど利用しやすいよう充実する。
15. 移転後の保健所へのアクセスが必要です。小さい子供連れでも安心していけるよう公共の交通手段も検討する。
16. 一人暮らしの高齢者のために、全学区で配食サービスを実施する。
17. 区役所講堂に、グランドピアノを備品整備する。
18. 瑞穂青年の家を廃止しない。

19. 弥富通りに公設市場の建設をする。
20. 商店街の空き店舗に市の援助でお年よりの休憩所や市民の憩いの場として解放する。

< 熱田区 >

1. 熱田区内に特別養護老人ホームの増設をする。
2. 野立学区の千代田公園にトイレの設置とベンチの増設をする。
3. 野立一丁目の廃棄車を撤去する。
4. 市営一番荘の東側の歩道に、街路灯を設置する。
5. 日比野交差点の地下鉄入り口付近に、自転車置場を造る。
6. 国道や幹線道路沿道の緑化対策をすすめる。
7. 白鳥橋交差点での事故多発を改善する。
8. 二番一丁目の交差点（まつしげ電器店）に、カーブミラーを設置する。
9. 熱田空襲の被弾跡などを風化させないように対策をとる。

< 中川区 >

1. 保健福祉施策にたいする要求

ア 介護保険制度について

区役所の介護福祉課で、看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・医師が一体となって在宅医療・在宅介護・リハビリなど総合的な相談ができるようにする。

介護サービスの水準を向上させるため区役所が中心になって、介護保険事業者・介護支援専門者・医療関係者などが要介護者に対して、医療・福祉・介護保険がスムーズに連携を取れるようにする。

介護保険実施以後も実施以前の介護サービスより低下させることなく、介護サービスの実情（市民からの要望・不満など）を的確に把握し、介護施策をいっそう充実させる。

区役所は、把握している中川区の介護の実態を情報公開する。

「中川区保健福祉マップ」を作り、区民に配布し、区の相談窓口を充実する。

国民健康保険料の滞納原因の多くは、保険料が高いこと、景気低迷による所得減など本人の責任に帰すべきではない。その点を踏まえ、保険料引き下げ、減免を進める。また、滞納者に対し、短期保険証とは、正確を異にする資格証明書の発行は即刻中止する。

市民税非課税者からは介護保険料の徴収を行わないようにし、給付猶予、減免制度を充実する。区役所は、納付の相談には納付者の立場にたって親切に相談に対応する。

デイサービスセンターを小学校区単位に建設する。「はつらつ長寿プランなごや 2000」の中川区における具体計画内容を示す。

個室を中心とした特別養護老人ホームを増やし、待機者をなくす。富田地区に 100 人規模の特別養護老人ホームを早期に設置する。

中川区で、安価で毎日 2 回の食事サービスの規模を拡大する。

最低週 1 回以上の入浴サービスを所得制限なしで、無料で行う。

名古屋市として、人権保障の立場から低所得者で身寄りもない高齢者・介護弱者などに対して、介護保険制度のもとでも、市職員によるホームヘルプサービスを実施する。

イ 高齢者、障害者の保健福祉施策

元気のよい高齢者の交流の場として学校の空き教室やコミセンの利用ができるようにする。

高齢者、障害者のための用具の製作・改良や住宅改善に取り組んでいる地元民間工房や建築業者の名簿を区役所に置くようにする。

高齢者優先住宅を庄内川以西・以東に 1 カ所は建設し、福祉施設との連携を図る。

富田地域に福祉会館を建設する。

知的障害者通所授産施設の措置制度から支援制度への移行に伴って民調制度を守るよう中川区から名古屋市に働きかける。

障害を持つ人の交通権確保のためにも、バス路線・本数の充実をはかる。

ウ その他

富田支所に福祉事務所の機能を持たせ、国保・年金、介護福祉の相談窓口を設置する。

保健・公衆衛生の拠点としての保健所の機能を充実する。特に、富田分室の機能を区役所・保健所なみにする。

2 地域施策に関する要求

ア 災害対策

庄内川、新川、中川運河をはじめ、多くの河川を抱える中川区の河川整備について、総合的な治水対策として、雨水の流出抑制策や中水利用を進める。

避難所、避難勧告について、地震、水害など災害の違い、地域の違いなどを踏まえた対策をとり住民に徹底する。

耐震、耐火構造住宅建設、改修に補助金制度を導入し、安心、安全で住みつづけられる町にする。

イ 公共事業について

中川運河周辺の再開発と総合整備事業、西名古屋港線の整備、八田・高畑地区整備事業について、地域住民の意見を聞いて進める。

千音寺学区、赤星学区の下水道整備を公共下水道にこだわらず進める。

近鉄線伏屋駅を含む庄内川、新川間の立体交差事業を促進する。

戸田川の水質浄化や水辺環境の整備を図り、親しみやすい河川にする。

都市高速道路(山王橋)名古屋環状 2 号線自動車専用部西南部の建設については、騒音、大気汚染、振動など公害対策について「現状非悪化」で環境保全目標値を守るようにし、住民説明を十分行う。

旧佐屋街道(尾頭橋~千音寺)の面影を積極的に残し、歩行者・自転車が安心して通ることができる道づくりを行う。連続立体交差事業の完成で烏森踏切がなくなるのを契機に取組みを本格化する。

ウ 地域振興について

ヤマダ電機、ナフコ伏屋、ナフコ五女子店などの大型店が開店により、中小小売業者の廃業が増えつつしている。高齢化が進む中で地域に根を張って営業している中小小売業者の果たす役割はますます重要になっている。中小小売業者の振興を図るとともに、中川区にこれ以上の大型店をつくらせないようにする。

中川区には従業員 9 人以下の事業所が 9484 件（81%）あり、その多くが長引く不況、貸し渋り、元請のリストラによるしわ寄せで苦しんでいる。従業員 9 人以下の事業所の実態調査を職員自ら行い、調査結果を基に振興施策を作成し、推進する。

エ 区民が親しみやすい文化、スポーツ振興を

(ア)文化小劇場を核として文化の発信を進める。その際、区民参加で、専門家、行政との話し合いを進める。

(イ)中川図書館の跡地利用について地域住民参加で検討する。

< 港区 >

【医療・介護・福祉について】

1. 国の医療改悪により高齢者の負担がどう増えたのか、市の老人医療、福祉医療制度の変更で、区内では何人が影響を受けたのか、また今後 5 年間で受けるのか、明らかにする。実態を調査し、外来での受領委任払い制度の導入など、高齢者の負担と手間を少しでも軽減すること。
2. 国民健康保険の世帯主 7 割給付の 7 割への引き下げを凍結すること。この制度改変により区内で影響を受けるのは何人が、明らかにすること。国民健康保険の資格証明書の発行は行わないこと。
3. 介護保険の住宅改造事業にも受領委任払制度を導入し、どの業者との契約でも利用者の高額な一時建て替えの負担を軽減すること。
4. 要介護高齢者等福祉金の支給は、申請を待たず介護認定と連動してもれなく行うこと。
5. 非営利組織などが取り組む「宅老所」や「配食サービス」への助成制度を設けること。
6. 「支援費制度」の開始にあたり、区に 1 カ所の地域生活支援センターではなく障害種別に相談できるサポート体制をとること。
7. 医療機関委託の活用などでせつかく定着普及しつつある健診事業の縮小、有料化を行わないこと。乳幼児健診について、午前中の実施や送迎バスの運行など利便をはかること。

【子育て支援・教育について】

1. 東築地学区は小学校 1 年生が 5 クラスもあるのに保育園がひとつもない学区となっており、保育園を早急に設置すること。
2. 障害児の放課後の生活保障を、学童保育への助成拡充もしくは支援費制度の適用拡大などで支援すること。
3. 港明中学校・中川小学校・東海小学校・成章小学校などで給食費などの口座引き落としについて金融機関から手数料が要求されている。義務教育に関する経費でもあり、これまでどおり無料で取り扱うよう金融機関に申し入れること。

【地震・水害など防災対策について】

1. 災害時の学区のセンター的避難所が一律に小学校に置かれているが、地域の実情にあわせ、

地元の意見を尊重した柔軟な設置運営をすすめること。また避難場所には洋式トイレの設置をはじめ障害者、高齢者も安心できる施設整備をすすめること。

南陽学区は小学校が最も低い土地で水田のなかにあり水害時の避難所としては再検討し、南陽東中学校にセンター機能も視野に入れる。

東築地学区では小学校が学区のはずれで、かつ海岸沿いにあり、とくに地震時の避難所としては不案である。コミセンにセンター機能の移動も視野に入れる。

2. 地震への不安をおおる訪問リフォーム販売により独居高齢者が悩んでいる。安心と信用できる公的な耐震診断を急ぐこと。
3. 耐震基準を満たしていない施設の改修計画を早めること(下記の 参照)。耐震診断未実施の市営住宅はどこか明らかにし、早急に診断を行い、改修計画を立てること。

名古屋市の耐震診断評価 - 2 (優先的な耐震対策の検討が必要) 施設

港西小学校体育館棟 成章小学校北校舎棟(西) および体育館 西築地小学校南校舎棟(西) および体育館 西福田小学校体育館棟 大手小学校体育館 福田小学校体育館棟 明德小学校体育館棟 野跡小学校体育館棟 南陽中学校北校舎棟(東)
惟信南荘 港栄荘・港保育園 港陽荘・港楽コミセン・盲人情報センター 真砂荘・築地公設市場 新泰明荘4棟6棟

愛知県の耐震診断Cランク(一定の耐力はあるが震度6弱以上で被害の可能性大) 施設

名古屋水上警察署本館 県営当知住宅2棟西 惟信高校体育館 南陽高校体育館

4. 東海地震の警戒宣言時の対応について、区内の事業所(とりわけ沿岸部で作業している事業所)について指導すること。また児童・生徒の安全対策は、一律に下校させるのではなく、父母と地域の実情にあった形で十分に検討すること。
5. 港区ではとくに地震による液状化の不安が広がっている。科学的な被害予測と対策を立て、「液状化マップ」などで区民に正確に知らせること。
6. 庄内川・新川の治水対策を上中流域との連携で、貯水池、浸透枘、農地・森林の確保など保水能力の向上など総合的なものにする。
7. 港区内の地盤沈下状況を明らかにし、それに見合った防災計画や避難計画づくりをすすめること。
8. 辰巳町、津金一丁目、多加良浦町、宝神町など東海豪雨で浸水した地域の排水施設の整備をすすめること。

【市バス・地下鉄・道路など交通対策について】

1. 市バスの運行について次のような苦情(~)が寄せられた。安全で利用しやすい運行をいっそうすすめること。

「停留所をとばしたり、停留所案内放送がずれたまま、アイドリングストップを守らないなどの運転に出会った。慣れていない運転手が増えているのではないか」

「築地口バス停から稲永方面行きで、同時刻に3台同時に発着したり地下鉄の間隔より長く来なかったりする。夕方のラッシュ時など合理的に運行できないか」

「朝のラッシュ時、当知三丁目付近では南陽町からのバスが満員で乗れないこともある。当知地域を始発とする路線をぜひ新設してほしい」

「東海通の西行きバス停は、歩道が狭くバス待ちのお客さんも多く危ない。バス待ち用

の白線表示を二本線にすれば歩行者通路にはみださず並べるのでは」

2. 地下鉄「東海通」のエレベーターを早急に設置すること。
3. 東海橋の改修工事が長引いている。工事を急ぐこと。あわせて、交差点の右折車対策や自転車・歩行者の安全対策を徹底すること。
4. 東海小学校南側歩道に電柱があり幅が狭く危険。電柱移設で安全な通学路にすること。
5. 国道23号（名四国道）港新橋歩道橋は中学生の通学路でもあり、以下の改善をはかること。
排気ガスをまともに浴びるが、車道と歩道の間は遮水盤のみ。排ガスから歩行者を守る対策を立てること。
鳩の糞害が歩道東側のスロープ周辺にとくにひどい。ネットを張るなど対策を立てること。
歩道橋上は人目が届かない場所でもありパトロールの実施など防犯対策を強化すること。
橋の上の市バス停などに風雨除けを設置すること。
6. 工事中の南陽大橋の完成による交通量の変化予想、環境影響予測を明らかにすること。とくに神宮寺学区は住宅密集地のなかを通ることになるので、必要に応じ大型車の通行規制など十分な公害環境対策をとること。

【公害対策・環境保全について】

1. 藤前干潟の保全観察のための施設は、干潟に近接した南陽学区藤前地区に設けること。
2. 「暮らしの便利帳」や「みなと魅力マップ」など市・区の刊行物で、藤前干潟を積極的に紹介すること。紹介パンフレットを作成し、稲永野鳥観察館や港図書館などに紹介コーナーを設けるなど、干潟保全とゴミ減量の取り組みをアピールすること。
3. 中ノ島川緑地内のホタルは市民に親しまれ、子どもたちの環境教育の場としても貴重な存在になっている。ホタル飼育ハウスの設置やせせらぎの土壌改善など、ホタルが飛び続けられるよう積極的な支援を行うこと。
4. 以下の地域で公害の実態調査を行い、必要な対策を立てること。
野跡学区では、住宅に石炭埠頭などから粉塵が入り込んでいる。また悪臭のため窓を開けられない、大型車の排ガス、騒音、振動もひどい。
東築地学区では、23号線などからの排ガス、煤煙、騒音、振動の被害が続いている。また工場の悪臭もひどい。
船見町に中部電力が計画しているPCB処理施設について必要な情報を公開すること

【まちづくり・市営住宅について】

1. 市営住宅の環境・内装の改善をすすめること。天井の内装が剥げ落ちる（南木場荘）床材の不良（みなと荘）高層階で強風のため玄関が開けにくい（みなと荘）台風のと看など窓のサッシから浸水する（新稲永荘など）などの声が出ている。実態を調査し対策を立てること。
2. 不況下で所得が前年度を下回る家庭が増えており、前年度所得をもとにした家賃設定が家計を圧迫するケースが増えている。市営住宅居住者の生活実態を調査し、減免制度の周知徹底や制度の拡充をすすめること。
3. 港栄荘、いろは荘、港北荘、宝来荘、宝神荘などにもエレベーターを設置すること。また建てかえ計画のある住宅については、計画を住民に早期に知らせるとともに、引き続き居住できるよう家賃設定など配慮すること。
4. 南木場荘などで駐車場の車へのイタズラ、放置自動車の対策などを徹底すること

5. 東築地学区の北地域は子どもが多いのに公園が少ない。一方で路上駐車が多く交通事故の危険が大きい。堀川沿いなどに公園用地並びに駐車スペースを確保するなど計画的に整備をすすめること。
6. 稲葉地用水の環境美化のため、周辺への植樹、公園化など、用水機能を生かしたうえで親水環境づくりをすすめること。
7. 野跡や東築地をはじめどの駐在所でも警察官の常駐体制や暴走族の取締りを強化するよう愛知県に働きかけること。
8. 放置自動車、違法駐車対策を徹底すること。東海学区九番団地周辺、高木学区、東築地学区などではとくに放置自動車が多い、対策をいそぐこと。

< 南区 >

区内共通事項

1. 介護や介護保険に係わる区役所の相談窓口を、特別養護老人ホームの空き情報など必要な介護サービスの情報提供も含めた対応ができるように充実する。
2. 区内のデイサービスセンターのない学区に、デイサービス機能を含めた「高齢者憩いの家」を設置する。また、民間ボランティアなどによる「宅老所」「ミニデイサービスセンター」に対して、家賃、運営費などを補助対象にする。
3. 市営弥次工荘の建て替えによる高齢者福祉施設建設用地には、特別養護老人ホームをはじめデイサービスセンター、ケアハウス、シルバーハウジング、高齢者などへの給食配食サービス施設等を整備する。また、中学校区に少なくとも一ヶ所は特別養護老人ホームを整備する。
4. 南区内に老人保健施設を増設する。
5. 生活援助型食事サービスを区内全域で実施するとともに、現在おこなっている「デイサービス友」の配食サービス事業を補助対象にする。
6. 小規模作業所への助成額を増額し、南区内の小規模作業所「ルック」をはじめ助成対象を増やす。小規模作業所の認可施設化を援助する。
7. 現在、区内1カ所だけの公立保育園での延長保育を拡大する。
8. 現在、準コミセンのある学区も含めて、地元要望のあるすべての小学校区に、コミュニティセンターを早急に整備する。
9. 区役所から遠い南区の西北部（明治・道徳方面）に住民票、印鑑証明等の発行できる住民サービスセンターをつくる。
10. 区内の公衆トイレや公園のトイレに、トイレトペーパーを置くようにする。
11. 耐震性防火水槽を一学区に3カ所以上設置する。
12. 廃止された南プールにかわる市民プールを区内に整備する。
13. 学校開放事業で小学校プールを開放する学校を増やす。
14. 南区内での集中豪雨による浸水被害をなくすために、緊急雨水処理計画の早期実施をはかる。さらに区内の排水計画の見直し、雨水貯調整池の増設や、ポンプ所の能力アップなど

対策をすすめる、水害のない安全な南区にする。

15. 天白川激特改修事業を早期に完成させるよう、国・県に一層強く働きかけるとともに、山崎川の堤防改修・浚渫計画を繰り上げてすすめる。
16. 改修後の天白川の平子橋から千鳥橋までの河川敷をジョギング道など住民の意向に沿った計画を策定し、県と協議し推進する。
17. 白水小学校の環境観測の諸データが市内最悪にみられるような南区の環境を改善するために、ダイオキシンをはじめ公害汚染物質の徹底調査を行い、その結果の公表と原因の解明、汚染の除去に努める。
18. 東レ、住友電工はじめ、区内工場の土壌・地下水汚染の調査を行い、区民に情報公開するとともに、浄化対策をすすめる。河川や下水道への工場排水を監視し、環境基準を守るようにする。
19. 大気汚染はじめ環境汚染施設の集中する南区西南部の環境改善のために大江川河口を名古屋市南部市民公園として整備し、勤労者、市民が広く利用できる文化・スポーツ施設や福祉施設を整備する。
20. 金山 17 系統はじめ区内市バス路線を拡充し運行回数も増やす。
21. 神宮東門から野並へのバス路線は運行回数を増やすとともに、一部でも地下鉄植田駅まで延長する。
22. 基幹バス 1 号・「星崎～栄」に一部「要町」始発を設ける。また、鳴尾車庫または要町から国道 247 号、同 19 号経由の「栄」行の基幹バスを新設する
23. 栄 21 号系統「泉楽通四丁目～栄」の鳴尾車庫から出入庫する車両は、始発の泉楽通四丁目までの停留所で客を乗降させる。
24. 南区系統バス路線の笠寺駅停留所での終点はやめる。起終点を笠寺駅以外（たとえば神宮東門）に改めて、南区役所への利便をはかる。

< 伝馬・明治学区 >

1. 伝馬学区に公園を増設する。
2. 新幹線の緩衝地、高架下を住民利用に活用するために JR と協議する。
3. 南方貨物線は高架のまま売却しないように JR に申し入れ、名古屋市が買い入れて市民利用に供する（たとえば明治小学校の敷地に加えるなど）。高架の解体にあたって、騒音、振動、落下物防止策など万全を期すよう JR に申し入れるとともに、高架跡の活用にあたっては住民が利用し、活用できるよう住民と協議する。
4. 紀佐工門通橋下の浸水対策を実施する。
5. 内田橋から運河沿い市道の大型車を規制する。

< 道徳・豊田学区 >

1. 山崎処理場の悪臭対策の実施、汚水の高度処理を行う。
2. 山崎川の道徳橋から忠治橋までの浚渫を行う。
3. 豊田本町駅に駐輪場を整備する。道徳駅の自転車置場を駅前の店舗（クリーンタニ）のすぐ南に広げる。
4. 豊田本町・道徳駅にエスカレーター設置を名鉄に要請する。

5. 南陽通四丁目交差点西行き道路（「セガワールド」と「えちぜん」の間）の幅員を広げ、歩道を設ける。
6. 戸部下二丁目から一丁目への進入路を新設もしくは拡幅し戸部下一丁目南部（県営住宅以南）の住環境の改善はかる。
7. 道徳ポンプ所を増強し、雨水貯留施設や菅渠の改修で道徳学区の浸水をなくす。
8. 道徳新町二丁目、安藤酒店前交差点に信号機、横断歩道をつける。
9. 道徳小学校のプール開放の日数、時間を増やす。
10. 緑保全のために苗木センターを存続する。
11. 南陽通り四丁目バス停を南に移動させる

<呼続・大磯学区>

1. 山崎川の堤防改修を新瑞橋まですすめる。
2. 山崎川の名鉄鉄橋付近の浚渫を行う。
3. 山崎川の名鉄鉄橋を改築し、堤防改修を促進する。現鉄橋を封鎖する際、堤防を越水する前に封鎖できるよう改善する。
4. 呼続公園の総合的整備を進めるなかで、同公園内にコミュニティセンターや特養ホームやデイサービスセンターなどを整備する。
5. 山崎川の師長橋の改築を早急に行う。
6. 呼続三丁目の旧東海道と名鉄線間の浸水対策を実施する。
7. 呼続駅の駐輪場をふやす。
8. 呼続二丁目の市道「深ノ内線」の歩道の急斜面を早期に解消する。
9. 大磯小学校北交差点の北側進入路（北内町四丁目）に街路灯を増設する。

<大生・宝・宝南学区>

1. 東又兵工町、23号線下道路（南高校と児童館の間）に東西横断の信号機付きの横断歩道を設置する。
2. 南保健所・南生涯学習センター北側の道路に片側歩道を設置するとともに道路幅より狭くなっている JR 踏み切り部分を道路幅まで拡幅する。また同踏み切り跨線橋を自転車等が通行できるように改築する。
3. 市営弥次工荘の建て替え計画の高齢者向け福祉施設用地に、特別養護老人ホームとともに、デイサービスセンター、ケア住宅やシルバー住宅、単身者向け住宅など高齢化社会に対応するまちづくりを、地元要望をふまえて具体化・推進する。弥次工荘の建て替えの仮移転先に個人宅も認める。
4. 名古屋臨海鉄道の騒音・振動調査を行い、対策をすすめる。
5. 大生学区の浸水をなくすために大江ポンプ所への排水計画を見直し、ポンプ機能強化をはかる。
6. 大江ポンプ場の周辺への悪臭をなくす。
7. 右折レーンのつくられた、国道 23 号線・浜田町南交差点に右折矢印信号を早急に設置する。
8. 第一処分場は加福町一帯の環境改善を地権者と協議し周囲一帯に公園や緑地帯をつくるなど、環境モデル地域計画を策定し、住民合意を得る。

9. 三井木材等の悪臭や粉塵による公害をなくすために、関連企業に対して関係法規の遵守、設備の改善など徹底した対策を求める。
10. 名古屋港木材倉庫の産業廃棄物中間処理施設や一般廃棄物処理施設の悪臭、粉塵公害をなくす。
11. 大江川緑地の安全対策を推進する。また、樹木の間隔を開け、見通しを確保するなどの対策が進んでいるが、旧堤防のコンクリート堤を低くするなどいっそうの対策を求める。

<柴田・白水・千鳥学区>

1. 白水・千鳥学区の豪雨による浸水被害をなくすために雨水貯留施設の増設や容量の拡大、柴田処理場のポンプや鳴尾ポンプ場への排水経路の再検討やポンプ機能のアップなど必要な対策をすすめる。
2. 柴田下水処理場の増設、高度処理化については住民合意を得て進める。
3. 柴田駅に停車する本数を増やすよう名鉄に要請する。
4. 名鉄常滑線立体化（柴田架道橋建設）にあたっては、仮設線路脇の住民の希望にきちんとこたえる。また、白水住宅内の通過車両対策を行う。また、高架下の利用については、地元住民を優先し、建設費は名鉄にも応分の負担を求める。
5. 柴田駅北踏み切りは、歩行者等がすれ違いができるだけの踏み切り幅を確保する
6. 柴田駅の駐輪場を増やすとともに、高架後も無料駐輪場を確保する。
7. 天白川堤防に上がる階段に手摺を設置するなど転落防止・安全対策を行う。コンクリートにおおわれた河川敷に自然を生かした水辺をつくる。
8. 国道 23 号線・要町交差点の東西横断道路に右折レーン、右折信号をつくるとともに横断歩道を設ける。
9. 国道 247 号線・柴田本通交差点南の信号交差点の横断歩道は、東西横断道路の歩道橋のある側（北側）にも設置するとともに歩道橋を改築する。また路側帯の真ん中にある電柱を移動する。
10. 名南中学校南側市道の天白町方向に歩道の整備を実施する。凸凹の激しいところは緊急に直す。
11. 八号地への食肉市場の移設にあたっては、環境アセスメントを実施し、環境について十分な配慮と対策を実施し、住民合意を必ず得る。
12. 滝春町周辺の悪臭公害などをなくすため、片倉チッカリンはじめ悪臭公害発生企業に必要な調査を行い、指導と規制をいっそうすすめる。
13. 要町バスターミナル東側の横断歩道を西側に移し、ターミナル内には時計を設置し、緑化をいっそうすすめる。
14. 要町バスターミナルの上屋を大型化し風除けをつける。
15. 柴田（南行きのみ）および三吉町三丁目のバス停にベンチと上屋を設置する。
16. 元柴田東町の名鉄線西側道路の放置自動車を撤去する。
17. 国道 2 3 号線丹後通り交差点に東西の横断歩道を設置し、交差点北側歩道橋を改築する。

<星崎・笠寺・笠東学区>

1. 星崎地域の浸水をなくすために、雨水貯留施設の整備、鳴尾ポンプ所の増強、管渠の見直

しなどの必要な対策をすすめる。

2. 笠東学区のコミセンを早急に整備し、消防団詰所も一緒に整備する。
3. 「星崎」バス停を100メートル以上西側の位置にもどす。
4. 上浜・鳴尾町のバス停に、ベンチ、上屋を設置する
5. 本星崎駅の地下横断道の照明を増やし明るくし、水掘けをよくする。
6. JR 笠寺駅の総合体育館降り口にエレベーターを設置し、障害者、高齢者が利用しやすいようにする。

<桜・菊住・春日野学区>

1. 駒上地域の雨水貯留施設の容量を増やすよう再検討したうえで早急に完成させる。
2. 住友電工の敷地を借り上げるなど手立てをとり、菊住学区にコミセンを早急につくる。
3. 地下鉄桜本町駅4番出入口方面にもエレベーターをつくり、また鶴里駅2番出入口方面にも駐輪場をつくる。
4. 大堀町にバス停を新設する。
5. 住友電工名古屋製作所の閉鎖・縮小が伝えられている。事実ならば、跡地の活用に市民の希望や意見を反映させる。
6. 平子第一公園にトイレを設置する。

<守山区>

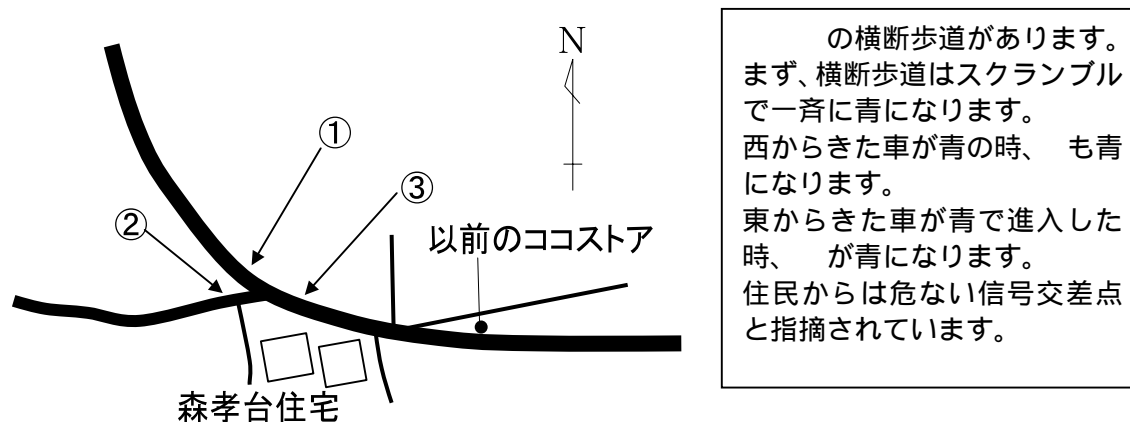
【吉根・志段味の開発、街づくりについて】

1. 区画整理事業の今後について、情報の公開や住民の疑問や不安に応える場など設ける。
2. 志段味西小学校へ遠路通う一方で志段味西小学校がふくれあがっている状況であり、吉根の区画整理事業のなかで、新しい小学校や中学校を早く整備すること。
3. 志段味所管内の図書館を早期に建設してほしい。
4. サイエンスパーク事業の「テクノヒル名古屋」は多額の市民の税金を投入する一方、企業の誘致が殆んど進んでいない。また「市民と先端技術のふれあいの場」も市民にとって本当に必要なものなのか。地域住民を交えた、計画の抜本的な検討の場を設けて見直しをすること。
5. 志段味田代町線や白鳥線などの幹線道路の整備を早くする。
6. 志段味地区にある自然や古墳を守り、「歴史の里」など必要な整備をすすめる。
7. 保育短大跡地や南部処理場、若松寮などの跡地を市民の意見を聞きながら、市民利用の施設として整備する。
8. 東谷山フルーツパークへの公共交通乗り入れや道路拡幅などを行い、付近住民への交通渋滞などの迷惑・負担を早期になくす。

【中心部や駅前の開発、街づくり全般について】

1. 商店街活性化をはかる「振興計画」をつくってほしい。
2. 区内の製造業の振興計画をつくってほしい。
3. 小幡駅前や喜多山駅前放置自転車の対策をすすめる。

4. 名鉄瀬戸線守山自衛隊前駅の駅前広場整備は住民の意見を聞いて行うこと。
5. JR新守山駅に西口を造るとともに、アンダーパスの道路を相互通行できるように拡幅すること。
6. 庄内川・矢田川の堤防が決壊しないように、国土交通省にしっかり対策をとること。
7. 耐震診断評価「 - 2 」の学校施設など以下の施設についての耐震補強工事を早期に着手すること。
 - 「守山市民病院管理診療棟」「志段味西小学校体育館棟」「志段味東小学校体育館棟」
 - 「小幡小学校体育館」「森孝西小学校体育館棟」「森孝東小学校体育館」「二城小学校体育館棟」
 - 「本地丘小学校体育館棟」「志段味中学校体育館」「守山西中学校体育館」「守山東中学校北校舎棟」
 - 「守山東中学校体育館」「森孝中学校体育館」「大森中学校体育館棟」
 - 「緑ヶ丘荘1棟」
8. 瀬古地域の雨水対策事業を早期に実施すること。
9. 瀬古は道路事情が大変不便なので早く整備すること。
10. 瀬古地域には公園や街灯を増やし、瀬古小学校付近に児童公園を作ること。
11. 苗代公園がマンション建設によってなくなったので、別に公園を作ってほしい。
12. 矢田川の小幡太田・香流間に人道橋を掛けること。また、河川敷を整備し、市民の憩いの場をふやすこと。
13. 白山四丁目の「森孝台」交差点は、三叉路のため通常の交差点とちがい危険であり、早急に改善する。



14. 森孝東二丁目第2森孝新田住宅西側の交差点は抜け道になっていて、交通量も多く安全を確保できるよう工夫すること。
15. 田や畑は区民の心の原風景です。区内の農業が継続できるように農業振興をはかること。
16. 区内にお年寄りが安心して住める公共住宅を建設すること。

【ガイドウェイバスなど区内市営交通について】

1. ガイドウェイバスは将来のバリアフリー化を計画し、新規車両入れ替えに伴って導入できるよう検討すること。
2. 東谷山フルーツパークまでバス路線を延長して、シーズン中の渋滞緩和をはかること。
3. ガイドウェイバスの各駅に風よけやトイレを設置する。
4. 一層式の「川宮駅」は駅舎の下に信号機付横断歩道を設置すること。
5. ガイドウェイバスの市バス運転手の接客対応が改善されるように教育すること。

6. 地下鉄大曽根駅の階段は52段あり、年寄り、障害者にはたいへんである。エレベーターかエスカレーターを設置すること。
7. 敬老パスは引き続き現行のまま利用できるようにすること。
8. ガイドウェイバス川村駅の自転車置き場が死角になって夜間は危ないので、周囲から見えるように工夫・改善すること。
9. 瀬古、川西方面から区役所へのバスの便が悪く、区内西部から大森の警察署へもバスがない志段味から区役所へもバスの便がないので改善すること。
10. バス停の屋根や風よけを設置してほしい。

【名鉄瀬戸線について】

1. 名鉄線路の高架化は付近住民の声を聞いて、慎重に行うこと。
2. 線路沿いの事故防止の柵が、子どもが簡単に線路に入れる貧弱なものである。子どもが簡単に線路内に入れないものに改善を名鉄に要請すること。
3. 瓢箪山駅と守山自衛隊前駅はホームの幅が狭く危険なので改善すること。区内の各駅の駅員は何かあった時に対応できる十分な体制があるのかチェックし、対策をとること。

【環境・医療・福祉】

1. (株)名成産業による春日井市松河戸の産廃焼却施設は、建設不許可とするよう県に働きかけること。
2. 区民に福祉制度のわかりやすい資料や福祉施設の紹介をする「福祉マップ」をつくり、区民が利用できるようにすること。
3. 守山市民病院を総合病院として存続させ、入院手術や救急医療の充実をはかること。
4. 特別養護老人ホームを小幡駅南側などに増設すること。
5. 各学区に「老人憩いの家」や個人宅を利用した「宅老所」を整備すること。

【教育・保育】

1. 区内の待機児童解消のために保育園を増設すること。
2. 人口が増えつつある吉根に、小学校や中学校の新設をすること。
3. 30人学級を拡充してほしい。
4. 小幡地区に計画されているスポーツセンター新設にあたっては、財政を圧迫する過大な投資は行わず、小幡緑地公園の自然保護に十分留意して建設すること。

< 緑区 >

共通項目

子育て支援事業による通達で、子育て情報プラザに団体登録している団体には会場費補助がされるが、その利用対象施設を児童館だけでなくコミセンや生涯学習センターにも適用してほしい。とにかく小さな子どもたちをかかえての会場利用にあたって、場所も不足、会場費が高いことに困難を抱えている。

交通問題

1. 名鉄の電車やバスも敬老パスが使えるようにする。

2. 有松駅に市バスの乗り入れをする。
3. 現在ラッシュ時以外は、1時間に1本しか運行しないバス路線において、小型バスを導入し本数を増やす。
4. 駅をはじめ、病院、区役所、保健所、学校、図書館、緑文化小劇場などの、公共施設を結ぶ小型循環バスを導入する。
5. 環状2号線は、沿線の住民の健康被害を生じないように、土壌浄化システムを採用するなど環境目標値を守るようにする。また、工事中に家屋被害、工事被害など出さないよう適切な工事を行うとともに、何らかの被害を生じた時にはすみやかに問題解決に向けて、対処する。
6. 名鉄中京競馬場駅の名古屋市側に無料の駐輪場をつくる。
7. 名鉄の立体交差化は、左京山から継続して中京競馬場まで高架にする。
8. 再開発事業に伴い名鉄有松駅が改築されたが、雨天時滑りやすい石状の階段は危険なので、階段の上に屋根をつける。また、有松駅東側から乗り降りできる階段を早急に作る。本工事完成まで難しい場合は、東側から、ホ - ムに直接入れるよう暫定の改札口を作る。階段は、計画的にエスカレーターにする。

災害対策

1. 集中豪雨で浸水する地域においては、その原因を解明して抜本的な対策をとる。
2. 区内の公園などに雨水貯留槽はじめ各種の雨水流水抑制策を導入して、集中豪雨時に一気に雨水が河川に流れ込まないようにする。
3. 調整池のある公園には雨水調整時に誤ってこどもたちが公園内に入らないようわかりやすい進入禁止の「注意書き」の表示をする。
4. 高台に住宅等の建設を行う場合、傾斜地への影響を考慮して、要項や条例、危険指定地域であることなどをきちんと守って、崖崩れが起きないように規制する。
5. 崖崩れの起きた民有地で、市民への安全性確保が不十分な所へは、公的な支援をする。

環境問題対策

1. 鳴海工場のダイオキシンの発生について土壌調査や住民の健康診断を行うとともに 工場の建て替えによる撤去の際、ダイオキシン被害を出さないように万全の注意をする。また、建て替えの必要性について再度検討する。
2. 大清水の処分場からダイオキシンなどが検出され地下水汚染をおこしているが、汚染が起きないように抜本的な対策をたてる。

暮らし・福祉・教育

1. 有松再開発事業は見直して、住民要望の高い市民利用施設に改める。
2. 東部方面にできる拠点施設には、図書館や生涯学習センター、プール、特養ホ - ムなどの市民利用施設を合築する。また、児童館・福祉会館の分館をつくる。
3. 緑図書館は、駐車場の充実と車イスや高齢者が出入りしやすいよう、入口の改善を図り、有料にしない。また、児童室を独立させるなど改築を考えて利用しやすい施設に改善する。
4. 鳴海駅前の再開発事業については、事業規模を再検討する。
5. マンション建設などによって先住者に日照や風害が出ないように指導する。
6. 道幅の狭い生活道路に、マンション建設による大型車輛を入れることについて、拡大解釈を

- せず、先住者の生活を守るように指導する。
7. マンション建設による日照侵害に対し、いかなる地域であっても日照権が守られるようにする。
 8. 緑区内で、高齢者への給食サ - ビスを全学区で早急に行う。
 9. 太子学区にデイサ - ビスセンターをつくる。
 10. 古根地域の下水道の整備を推進する。
 11. 緑小学校区の汐田付近に公園を設置する。
 12. 大高町砂畑地区に公園をつくる。
 13. 太子ヶ根公園に時計、砂場、ネットを設置し、砂場近くに水銀灯を設置する
 14. 扇台中学校に障害児学級を対象人員が3人いなくても早急につくる。
 15. 学校の新設や通学区域の変更にあたっては、地域の関係住民の合意と納得を得て進める。
 16. 丸全油化工業所(大高町)の悪臭がひどく、北側の市立大高中学校や大高幼稚園のこどもたちは昼食時などの悪臭に困っている。改善の対策をとる。

< 名東区 >

全区的なもの

1. コミュニティセンターのない学区に早急に設置するとともに、誰でも気軽に利用できるようにする。
2. コミュニティセンターにパソコンを導入して、学区の情報センターとして身近な情報が収集できるようにする。
3. 高齢者用手押し車(シルバーカー)の購入に補助制度を設ける。
4. 図書館や生涯学習センターの利用時間を延長する。
5. 太鼓の練習場を設ける。
6. 公園の砂を定期的に入れ替えて、砂場にネットを張るようにする。
7. 未だ公園に時計がないところには、時計を設置する。

地域的なもの

1. 猪高緑地や明德緑地の自然を守るために適切な整備をする。
2. 上社駅 区役所 図書館 福祉会館 プール・生涯学習センター 名東郵便局など公所の循環バスを設ける。また、梅森 猪高車庫のバス路線を日曜日でも走らせる。
3. 市バス名東2号系統、藤ヶ丘～梅森荘を増発する。
4. 上社トレーニングルームにダンベルを備える。
5. 市営住宅の公園も市の公園なみにトイレをつくり、愛護会の適用が受けられるように制を拡大する。
6. 集合住宅のゴミステーションを1棟に1つはつくる。
7. 都市整備公団虹が丘団地の建て替えにあたり、デイサービスセンターの設置を計画する。
8. 市営天神下荘は矢田川堤防の直近で液状化が懸念されるから、緊急に耐震度チェックをする。

9. 福祉事務所に、デイサービスセンターを併設する。
10. 猪子石第一保育園とオリオン学童保育所の前の道路は事故も起きやすく危険なのでスピードが落ちるよう工夫をし、処置をする。
11. 障害スポーツセンターへのマイクロバスの運行を本郷までではなく、引山まで延ばし利用しやすくする。
12. 本郷周辺の排気ガスの実態調査をし、街路樹を植えるなどをして環境保全目標値が守られるようにする。
13. 現在建設中の上社 JCT から高針 JCT の環状 2 号線の開通時には、大気・騒音などの環境保全目標を守るようにする。
14. 集中豪雨で被害の大きかった地域・神月町（床上浸水）の実態調査し、対策を強化する。
15. 香流川の整備を早急に行う。
16. 中島橋は、見通しも悪く、交通事故死も起きているので改善すること。
17. 社台一丁目 156 から 160 番地の歩道は、波型に変形しており、危険ですから改修すること。

< 天白区 >

浸水・地震対策

天白川については、堤防拡張や河床掘削などの改修・整備を急ぐように国や愛知県に求める。野並地区に雨水が流れ込まないように抜本的な浸水対策をすすめる。

(ア) 郷下川・藤川流域の戸笠公園などの公園や学校の地下に、雨水を一時的に貯める貯留施設を整備する。

(イ) 相生山緑地のなかにため池（雨水調節池）を設置する。

東海豪雨で浸水被害の大きかった野並地区以外の地域（塩釜口二丁目、原二丁目、植田南学区の旧 153 号線沿い）でも、雨水貯留管や排水管の新設・増強、雨水貯留施設の整備を急いですすめる。

野並ポンプ所・菅田ポンプ所については、天白川の改修に合わせて排水能力を増強する。

ため池について、しゅんせつなどを行い、雨水の貯留量を増やす。

保水能力をこれ以上低下させないため、農地や樹林地の保全をはかる。

耐震診断において優先的に耐震対策が必要とされた原小学校（体育館）、野並小学校（体育館、北校舎）、南相生荘・市バス野並車庫の耐震補強工事を早急を実施する。

水と緑のまちづくり

天白川・植田川については、市民が水と親しめるような水辺空間をつくる。

大根池や新池、双子池など区内のため池については、恒常的に釣りができるようにするなど、住民が親しめるよう整備する。また、区内すべてのため池の水質浄化を図る。

相生山緑地、天白公園、荒池緑地の整備については、貴重な自然環境を保全することを前提に、住民参加で進める。

道路や地下鉄・市バス路線の整備

弥富相生山線については、環境に配慮できない場合は建設中止も選択肢の一つとし、住民の納得と合意のないまま工事に着手しない。緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、道路建設いかにかわらず、警察など関係機関と協力してただちに抜本的な対策を講じる。

環状2号線の東部・東南部区間の整備については、環境アセスメントの環境保全目標が守れるよう全線トンネル化など騒音・大気汚染対策に万全を講ずる。

小田赤池線については、平針住宅などの住環境の悪化にたいする対策を講じる。

地下鉄6号線の野並・徳重間の延伸を進める。

地下鉄植田駅・塩釜口駅にエレベーターを設置する。

市バス路線については、地下鉄植田駅発緑市民病院方面行きの復活や、「タチヤ平針店」前にバス停を設置するなど住民の要望に応じて改善を図る。

地下鉄植田駅の駐輪場を再整備する。

福祉・教育、子育て支援

地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを早期に建設する。

知的障害児施設「あけぼの学園」と知的障害者更正施設「希望荘」については、改築に向けて職員・市民の意見を反映させた計画を策定する。生活保護施設「植田寮」の改築を急ぎ、定員を増やす。

天白区内の保育園・幼稚園の新設・定員増を図る。

過大規模校となっている植田小学校・植田中学校については、それぞれ分離・新設校を設置する。

天白図書館の駐車場を増設する。

天白スポーツセンターの温水プールに入水用スロープ、または階段を設置し、高齢者でも出入りがしやすいように改善する。

その他

区内に残る農地の保全と活用に努めるとともに、市民のための農園を拡充する。

昭和40年代に建設された市営おおね荘、御前場荘、高坂荘については、住宅内部の総合的な改修をすすめる「トータルリモデル事業」を実施する。

市営高坂荘のこれまでエレベーター設置が不可能とされてきた棟についても、小型の機種など可能な方策でエレベーターを設置する。

天白川河川敷などに青少年のためのスケボー広場を設置する。